１１９情報

区連会11月定例会
令和６年11月21日
都筑消防署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 ／ 年別			令和６年 10月	令和６年 累計	令和５年 10月	令和５年 累計	累計前年比 増△減
火災件数		(件)	1	12	4	26	△ 14
火災種別	建物火災	(件)	0	9	2	15	△ 6
	車両火災	(件)	1	3	1	3	0
	その他の火災	(件)	0	0	1	8	△ 8
焼損面積		(㎡)	0	113	78	377	△ 264
死者		(人)	0	0	0	0	0

【10月中１件】10月９日　　東山田　　車両火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119

区分 ／ 年別			令和６年 10月	令和６年 累計	令和５年 10月	令和５年 累計	累計前年比 増△減
救急件数		(件)	879	9,145	913	9,203	△ 58
救急種別	急病	(件)	588	6,416	649	6,622	△ 206
	交通事故	(件)	50	457	39	438	19
	一般負傷	(件)	174	1,676	169	1,558	118
	その他	(件)	67	596	56	585	11

※　令和6年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

住宅用火災警報器は10年を目安に
点検　交換　をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください
045-945-0119
都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

ケガの予防：やけど

「やけど」は乳幼児で多く発生しています。

1.世代に分けた主な事故

【高齢者】

・ラーメンをこぼして、熱湯がかかり、やけど

・電気ストーブに長時間同じ姿勢で暖まり、足をやけど

【大人】

・ガスコンロがなかなか着火せず、繰り返していたところ
突然着火しやけど

【子ども・乳幼児】

・テーブルに置かれた味噌汁を誤って倒してしまいやけど

・石油ファンヒーターの噴出し口に手をかざしやけど

・炊飯器から出ていた蒸気に両手をかざしやけど

2.事故予防対策

・**ガスコンロの取扱い**…ガスコンロやストーブは取扱説明書をよく読んで取り扱いましょう。

・**周囲の方が注意**…乳幼児は好奇心旺盛で物に触れることがありますので、周囲の方は日頃から十分注意してください。

※食事中のテーブルには様々な高温の料理が並ぶことがあります。熱いスープなどは子どもの手が届かないところに置くことを心がけましょう。

都筑消防署からのお知らせ

救急車は緊急時に使ってください！

救急隊員の生の声
24時間頑張っています！

区連会 11 月定例会説明資料
令和 6 年 11 月 21 日
都筑区地域振興課

地区連合町内会長　各位
自治会町内会長　各位

都筑区長

令和７年度改選　委嘱委員の推薦について（依頼）

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和７年３月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ推進委員	環境事業推進委員	保健活動推進員	明るい選挙推進委員・推進員	消費生活推進員
任期	２年（令和７年４月１日から令和９年３月 31 日）				
年齢要件（上限）	18 歳以上の横浜市在住の方、委嘱時（令和７年４月１日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方	なし	委嘱時（令和７年４月１日現在）に、原則 78 歳未満	なし	なし
推薦人数	地域の実情に応じた人数(自治会町内会で必要な人数) （人数調整が必要な場合は､地区連合町内会､各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と協議を行うことができる）	原則自治会町内会で１名 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）	各自治会町内会あたり１名を目安とし、地域の実情に応じた必要人数）	【推進委員】 都筑区･各地区連合自治会･町内会から１名 【推進員】 自治会町内会で１名以上を基本とし､地域の実情に応じた必要人数	地域の実情に応じた人数(自治会町内会等からの推薦）
提出期限	令和７年２月 21 日（金）				
提出方法	「別紙」参照				
問い合わ	詳細は、各委員所管課にお問い合わせください。				

せ先	スポーツ 推進委員	環境事業 推進委員	保健活動 推進員	明るい選挙 推進委員・推進員	消費生活 推進員
	地域振興課 区民活動係 電話 948-2235	資源循環局 都筑事務所 電話 941-7914	福祉保健課 健康づくり係 電話 948-2350	総務課 統計選挙係 電話 948-2216	地域振興課 消費生活担当 電話 948-2234
詳細資料	資料１	資料２	資料３	資料４	資料５
その他	任期途中の委員交代については、各委員所管課（上記　問い合わせ先）にご連絡ください。				

※令和６年 11 月下旬から 12 月上旬までに、各自治会町内会長に推薦依頼書をお送りいたします。

令和7年度改選　委嘱委員推薦書の提出方法一覧

別紙

【提出方法】　下記委嘱委員ごとに①～③のいずれかでご提出ください。

※ 様式は添付したもののほか、下記アドレスからダウンロードできます。

https://tuzuki-kurenkai.net/download/index.html#ishoku

※ メールでご提出の際は、誤送信がないようメールアドレスの確認とパスワードの設定等対策をお願いいたします。

※ ③郵送は、同封の各委嘱委員の封筒をご利用ください。郵送費につきましては、大変恐れ入りますが各自治会町内会の負担でお願いいたします。

1	スポーツ推進委員	提出先	地域振興課区民活動係		
		提出方法	①	メールアドレス	tz-chishin@city.yokohama.jp
			②	窓口	区役所５階54番
			③	郵送	〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 都筑区役所地域振興課区民活動係
2	環境事業推進委員	提出先	資源循環局都筑事務所		
		提出方法	①	メールアドレス	sj-tsuzukij@city.yokohama.jp
			②	窓口	資源循環局都筑事務所
			③	郵送	〒224-0064 横浜市都筑区平台２７-２ 資源循環局都筑事務所
3	保健活動推進員	提出先	福祉保健課健康づくり係		
		提出方法	①	メールアドレス	tz-kenko@city.yokohama.lg.jp
			②	窓口	区役所２階23番
			③	郵送	〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 都筑区役所福祉保健課健康づくり係
4	明るい選挙 推進委員・推進員	提出先	総務課統計選挙係		
		提出方法	①	メールアドレス	tz-senkyo@city.yokohama.jp
			②	窓口	区役所５階53番
			③	郵送	〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 都筑区役所総務課統計選挙係
5	消費生活推進員	提出先	都筑区地域振興課		
		提出方法	①	メールアドレス	tz-chishin@city.yokohama.jp
			②	窓口	区役所５階54番
			③	郵送	〒224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 都筑区役所地域振興課消費生活担当

資料１

区連会11月定例会説明資料
令 和 6 年 11 月 21 日
都 筑 区 地 域 振 興 課

令和６年11月21日

地区連合自治会町内会、自治会町内会 会長　様

横浜市都筑区長　佐々田　賢一

第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、各地域で御活躍いただいております第34期スポーツ推進委員の任期が、令和７年３月末日をもって満了となります。２年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。
つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第35期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和７年４月１日から令和９年３月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

１　提出書類
横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第１号様式）

２　提出期限
令和７年２月21日（金）

３　提出先
都筑区地域振興課区民活動係

４　送付書類
(1)　第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
(2)　スポーツ推進委員候補者推薦書（第１号様式）
(3)　横浜市スポーツ推進委員チラシ
(4)　横浜市スポーツ推進委員の職務概要
(5)　紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）
(6)　【参考】第35期　都筑区スポーツ推進委員定員数一覧表

担当：都筑区地域振興課区民活動係
深澤、石井
電話　045-948-2235

第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1　趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和７年３月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2　任期（委嘱期間）

２年間（令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）

3　職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第２条 抜粋）

(1)　スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
(2)　スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
(3)　スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4　推薦方法及び人員

自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、<u>地域の実情に応じた人数</u>を推薦してください。

ただし、<u>地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数</u>を選出ください。（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）

また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

5　推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。

(1)　18 歳以上の横浜市在住の方
(2)　委嘱時（令和７年４月１日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
(3)　社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
(4)　地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
(5)　スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

裏面あり

6　依頼時期

11 月下旬から 12 月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

7　提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第 1 号様式）

8　推薦報告書の提出期限及び提出先

(1)　提出期限　　令和 7 年 2 月 21 日（金）
(2)　提 出 先　　各区地域振興課スポーツ推進委員担当

9　配布資料

(1)　横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第 1 号様式）
(2)　横浜市スポーツ推進委員チラシ
(3)　横浜市スポーツ推進委員の職務概要
(4)　紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
担当：十亀（そがめ）、細木（ほそぎ）
電話：671-3287

第１号様式（第４条第２項）

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　月	歳
住　　所		電話番号
〒 区		（自宅） （携帯）
Ｅメール※		

スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技　※
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！

横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市
スポーツ推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！

小学生スポーツ
フェスティバル

夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！

スポーツ推進委員（スポ推）とは？

・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から２年の任期で委嘱されて活動しています。
・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。

横浜市のスポ推は？

・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！

スポ推になるには？

・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
（自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください）
・任期途中でも仲間入りできます！

詳しくはこちらへ

自治会・町内会長の皆様へ

・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて楽しいし、新しいことができます！

地域の情報が得られて、いつも新鮮でおもしろいですよ！

子どもの頃の体験は地域の人々のおかげだと気づきました。地域への恩返しと思っています！

横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10　電話 045-671-3287　FAX 045-664-0669

令和６年10月発行

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

１　役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、**横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割**を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、**地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割**を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

２　スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

(1)　地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
(2)　すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
(3)　総合型地域スポーツクラブの育成・支援
(4)　文化・スポーツクラブへの参画
(5)　その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

(1)　区のスポーツ事業
　① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
　② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
　③ その他、区で行うスポーツ事業
(2)　市のスポーツ事業
　① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
　② 地域の指導者として必要な研修事業
　③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
　④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

裏面あり

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年６月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条　市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

２　スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

３　スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成 20 年 3 月 31 日
規則第 36 号
（平 23 規則 74・改称）

（職務）

第２条　委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

（１）　スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。

（２）　スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。

（３）　スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員　・　会長

【差出人】

自治会／町内会　・　地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）

日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。

今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】※太枠は必須事項です。

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　か月	歳
住　　所		電話番号
〒		（自宅）
		（携帯）
Ｅメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
□ 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いします。

【参考】第35期　都筑区スポーツ推進委員定員数一覧表

第35期：令和７～８年度		【参考】第34期：令和５～６年度	
連合町内会自治会名 （町内会自治会数）	委嘱依頼数 （人）	定員数 （人）	委嘱人数 （令和６年11月20日現在）
東山田連合町内会（８）	8	8	8
山田連合町内会（３）	10	10	9
中川連合町内会（７）	13	13	11
勝田茅ケ崎地区連合町内会（８）	8	8	8
かちだ連合自治会（３）	5	5	5
新栄早渕連合町内会（５）	5	5	6
都田連合町内会（11）	11	11	9
池辺町連合自治会（９）	10	10	9
佐江戸加賀原地区連合町内会（７）	8	8	8
川和地区連合町内会（７）	9	9	9
荏田南連合自治会（９）	9	9	9
渋沢連合自治会（５）	5	5	4
茅ケ崎南MGCRS連合自治会（５）	5	5	5
ふれあいの丘連合自治会（６）	6	6	7
柚木荏田南連合自治会（３）	3	3	3
未加入団体（27）	2	2	0
合計	117	117	110

【定数の考え方】

①　１自治会町内会に対して、１名の推薦を原則とする。

②　スポーツ推進委員一人当たりの世帯数が、全地区の平均化を図るように設定する。

※あくまでも原則のため、被推薦者が見つからなかった場合は年度途中での推薦でも大丈夫です。

資料２

区連会 11 月定例会資料
令和６年 11 月 21 日
資源循環局街の美化推進課

自治会・町内会長　各位

横浜市長　山中　竹春

令和７・８年度　横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和７年３月 31 日に満了を迎えることとなりました。
つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

１　任期（委嘱期間）
令和７年４月１日から令和９年３月 31 日まで（２年間）

２　環境事業推進委員の主な活動
（１）街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン
（２）地域イベント等での３Ｒ行動の啓発
（３）ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
（４）地域と行政機関との連絡調整や情報提供

３　推薦基準
（１）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
（２）２の活動に関心のある方

４　推薦人数
貴自治会・町内会から原則１名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。
また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

５　推薦書の提出期限
令和７年２月 21 日（金）まで

６　提出先
資源循環局の各区収集事務所あて、推薦書（別紙）を送付願います。

７　今後のスケジュール
令和７年４月以降、各区において委嘱式を開催する予定です。
推進委員の皆様には、別途案内状を送付いたします。

８　添付資料
（１）推薦書（不足する場合は、コピーしてお使いください）
（２）環境事業推進委員のご案内パンフ『環境事業推進委員は「GREEN LEADER」』

問合せ、提出先：資源循環局都筑事務所　〒224-0064 都筑区平台 27-2、電話 941-7914
担当：横浜市 資源循環局 街の美化推進課鈴木、石田　電話 671-3817

環境事業推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

資源循環局長

（推薦者職氏名）
自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
Eメール※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

事務所記入欄
受付日：令和　7年　　月　　日、　入力日：令和　7年　　月　　日、　Wチェック：☐
受付者：　　、　委嘱予定日：令和　7年　4月　1日

地域で清掃活動

集積場所で分別啓発

地域で啓発活動

プラごみ削減キャンペーン

環境事業推進委員は「GREEN LEADER（グリーン リーダー）」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。
ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。

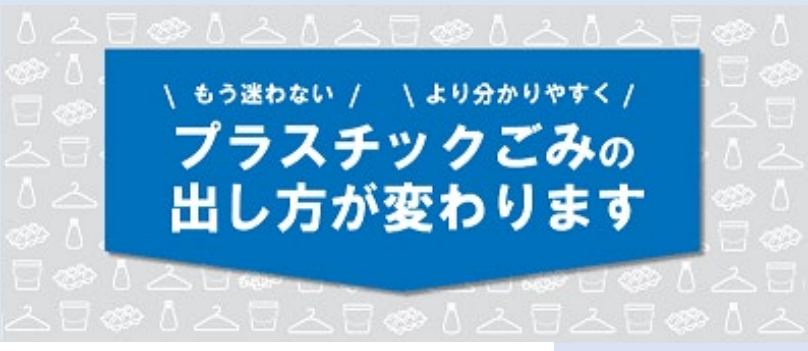

地域への情報発信（回覧など）

連絡協議会

環境事業推進委員とは…

どんな立場？

　自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
　それぞれの地域で、資源循環の取組（ごみ減量・資源化）、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

　令和７年４月１日～令和９年３月31日　（２年間）

活動は？

・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
・地域清掃や美化キャンペーン
・地域イベント等での３Ｒ行動の啓発
・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。

３Ｒ月間イベント

脱炭素って？

　今、地球上では、CO_2（二酸化炭素）などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起こっています。温室効果ガスの大半を占めるCO_2は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。
　脱炭素社会の実現に向けて、３Ｒの推進や省エネなど、CO_2排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる（GO GREEN）」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、
以下の支援をしています。

活動の手引き

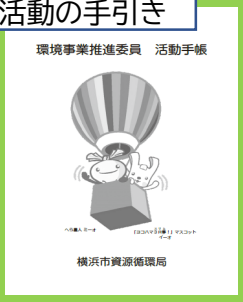

研修会

〇研修会／参考資料の配布
　・委嘱式時に研修会を実施
　・毎年1回程度全体研修会を実施
　・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
　・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

〇Web
　・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

〇活動費の助成
　・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ

環境事業推進委員　検索

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

問合せ　横浜市 資源循環局 都筑事務所　TEL941-7914　横浜市 資源循環局 街の美化推進課　TEL671-3817

資料３

都筑福第 1060 号
令和６年 11 月 21 日

自治会町内会会長　各位

都筑区長

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下　ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、地域の健康づくりを推進するため、約 3,700 名の保健活動推進員の皆様が様々な活動を行っていただいており、健康寿命の延伸、生活習慣病予防など、本市の健康課題への対応に大きく貢献していただいています。

現在委嘱されている保健活動推進員の皆様は、令和７年３月末日に任期満了となります。つきましては、御多用のところ誠に恐れ入りますが、次期の保健活動推進員について御推薦くださいますようお願い申し上げます。

１　任期

２年間（令和７年４月１日から令和９年３月 31 日まで）※再任可

２　保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。
詳しくは添付の**詳細資料**を御覧ください。
推薦される予定のへの説明にも、**「保健活動推進員について」**を御活用ください。

３　推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
(2) 任期の２年間を通して活動ができる方
(3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
(4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
(5) 委嘱時（令和７年４月１日現在）に、原則 78 歳未満の方

４　推薦依頼人数

各自治会町内会あたり１名を目安とし、地域の実情に応じた必要人数

５　推薦方法

添付**「保健活動推進員の推薦名簿」**により区長あて推薦してください。

※名簿には個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分御注意ください。

６　推薦の期日および提出先

（１）推薦の期日　　令和７年２月 21 日（金）必着

（２）提　出　先　　都筑区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

７　お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して活動しますので、２年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。保健活動推進員の推薦にあたっては、**２年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます**。

担当：都筑区福祉保健センター
福祉保健課健康づくり係　山本・石田
電話：045-948-2350

保健活動推進員について

保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活動しています。現在、自治会町内会等の推薦により横浜市長から委嘱された約 3,700 人の保健活動推進員が活躍中です。

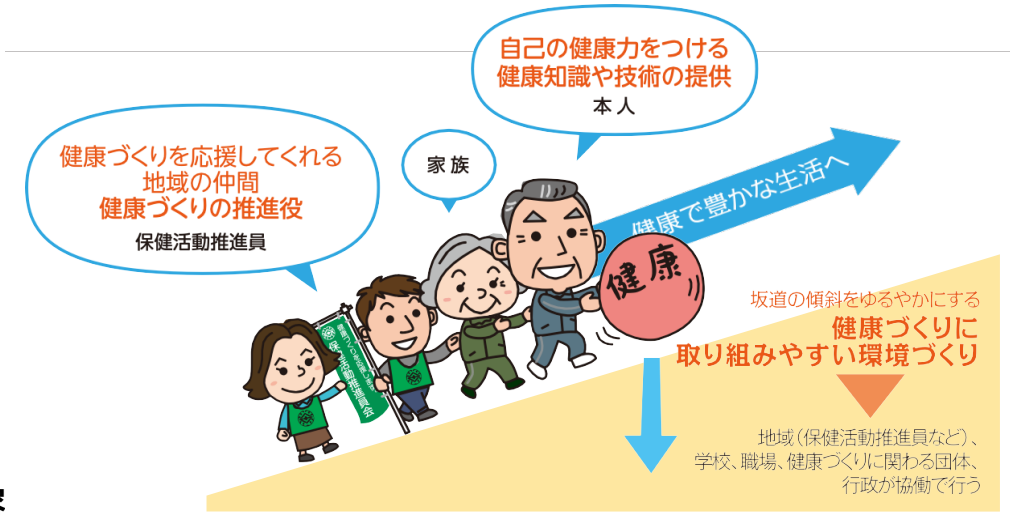

活動内容

⑴ 健康づくり活動の企画・実践
　【活動例】健康チェック、体力測定の実施、ウォーキングイベントへの協力、けんしん受診や乳がんの早期発見・災害時の健康維持などの啓発活動
⑵ 区役所等の健康づくり事業への協力
⑶ 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開
　【活動例】介護予防体操サロンの開催、認知症カフェ等の運営協力、赤ちゃん教室の開催

各区の保健活動推進員さんの活動の様子は、区のホームページで紹介されています。
ぜひ、ご覧ください。

都筑区　保健活動推進員　検索

任期等

２年間（令和７年４月１日から令和９年３月 31 日まで）※ただし、再任を妨げません。

推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を要件としています。
⑴ 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
⑵ 任期の２年間を通して活動ができる方
⑶ 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
⑷ 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
⑸ 委嘱時（令和７年４月１日現在）に、原則 78 歳未満の方

活動保障

活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

令和　　年　　月　　日

横浜市都筑区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名　　電話番号

保健活動推進員推薦名簿

（任期：令和７年４月１日～令和９年３月 31 日）

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	住所（町名から）	電話番号	満年齢	新任・再任の別
				新 再
				新 再

【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること

(2) 任期の２年間を通して活動ができること

(3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること

(4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること

(5) 委嘱時（令和７年４月１日現在）に、原則 78 歳未満であること

事務局用整理番号（　　）

一緒にフレイル予防に取り組みましょう！
～保健活動推進員も学んでいます！～

フレイルとは？??

高齢期に体力や気力、認知機能など、からだとこころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態をいいます。

老化	認知・口腔・歩行機能や筋力の低下、低栄養、閉じこもり、抑うつなど
病気	高血圧、糖尿病、脳卒中、心臓病、腎臓病など

●「健康」と「要介護状態」の"中間の状態"です。
●早く気づいて予防することで状態の維持・改善が期待できます。

フレイル予防 4つの柱　日常生活の中で一体的に取り組むことが大切です

運動
日頃から散歩やウォーキング、体操など適度な運動を取り入れましょう。

口腔
毎日の歯みがきや定期的な歯科受診、口腔体操でお口の健康を保ちましょう。

社会参加
外出・交流・地域活動の参加を通して、人とのつながりを大切にしましょう。

栄養
1日3食、バランスの良い食事を毎日しっかり、規則正しく摂りましょう。

～保健活動推進員とヘルスメイト合同研修～ フレイル予防と体の動かし方について（令和5年8月8日）

〈講師〉
一般社団法人ケア・ウォーキング普及会 代表理事
東海大学医学部客員教授
健康運動指導士
黒田恵美子氏

実際に体を動かしながら、フレイル予防の柱の一つである「運動」の大切さを学びました。日常生活の中で、こまめに体を動かすことが大切です。

膝痛・腰痛解消のためのストレッチ ▶

一緒に学んだヘルスメイトさん考案！ 鮭と白菜のクリーム煮

●材料（2人分）
- 生鮭切身…… 2切れ（140g）
- 塩・コショウ …… 少々
- 小麦粉 …… 大さじ1
- オリーブ油…… 大さじ1
- 白菜…… 葉2枚（150g）
- しめじ…… 1/4袋（50g）
- A 水…… 80ml
- A 小麦粉 …… 大さじ1
- コンソメ…… 1/2個
- 牛乳…… 130ml
- 茹でブロッコリー 4房程度（約100g）

●作り方
1. 鮭は食べやすい大きさに切り、塩・コショウで下味をつける。
2. 白菜は軸と葉に分けて1cm幅に切り、しめじはほぐしておく。
3. 鮭に小麦粉をまぶしてから、オリーブ油を引いたフライパンに鮭を入れて両面がきつね色になったら取り出す。
4. 3のフライパンで白菜の軸をいため、葉としめじを加えて、しんなりしたら、Aを入れて混ぜる。
5. コンソメを入れ、塩・コショウで味を調える。
6. 牛乳を加え、3の鮭を入れてひと煮立ちさせる。
7. 器に盛り、茹でたブロッコリーを上にのせる。

おすすめポイント
●塩分控えめで、カルシウムとたんぱく質が摂れます。
●白菜の代わりにキャベツ、生鮭の代わりに鮭水煮缶を使ってもおいしく作れます。

【栄養成分（1人当たり）】エネルギー:255kcal　たんぱく質:18.1g　脂質:12.1g　炭水化物:16.0g　食塩相当量:0.9g　カルシウム:137mg

保健活動推進員としての活躍に対し、次の方々が表彰を受けました（敬称略・地区順）

令和5年度 横浜市保健活動推進員 永年勤続表彰
※2年に一度の表彰のため、令和4年度末でご退任された方も含まれます。

【30年勤続表彰】 水戸 芳子（新栄早渕）
【10年勤続表彰】 小泉 巨奈（東山田）、萩原 葉子（東山田）
池上 順子（山田）、井口 正幸（中川）、唐戸 安子（中川）
大野 和子（都田）、富永 幸子（都田）、柿沼 尚美（都田）
落合 リツ子（荏田南柚木荏田南）
森 一美（ふれあいの丘）、笹川 智子（ふれあいの丘）

令和5年度 横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰
大野 和子（都田）

～ 皆様、おめでとうございます ～

ゆうわ第25号　都筑区保健活動推進員だより
●発行：都筑区保健活動推進員会（事務局/都筑区役所 福祉保健課内）　●発行責任者：会長 大野和子
都筑区茅ケ崎中央 32-1　TEL：045-948-2350　●発行月：令和6年1月

令和6年1月
ゆうわ 第25号

都筑区 保健活動推進員だより

保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、地域の健康づくりのサポーター役として、自治会町内会長から推薦を受け、市長から委嘱されます。自らの健康づくりを実践するとともに、さまざまな活動を通して、健康づくりを周囲の人に広め、地域全体で実践できるようなきっかけづくりや継続するための支援を行うなど、地域の皆さんの健康づくりを応援しています。みどり色のベストが目印です！

委嘱式（令和5年4月19日）

都筑公会堂で委嘱式が行われました。14名の地区会長が地区を代表して佐々田区長から委嘱状を受け取りました。式典の後は、新任者向けの研修が行われました。現在、128名が活動中です。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間です。

佐々田区長から委嘱状を受け取りました

14地区会長の紹介

私たちの活動をご報告します！

区全体の活動

区役所の事業に協力し、区民の皆さんに健康づくりの大切さをお伝えしています。

食育・健康フェア（令和5年6月24日）

自身の健康を振り返ることができるよう、体組成（体脂肪率、筋肉量、基礎代謝など）測定、ロコモ度テスト、口腔機能測定を実施しました。また、大腸がんクイズラリーや乳がん自己触診体験を通して、がん検診の大切さをお伝えしました。

「片足で立ち上がれますか?」ロコモ度テスト中！

区民まつり（令和5年11月3日）

初の試みとして、都筑区医師会・歯科医師会・薬剤師会と協力して、スタンプラリーを実施。各ブースの健康イベントに立ち寄りスタンプを3つ集めたら、素敵な景品をプレゼント♪

血管年齢と握力の測定を行いました。また、健診を受けているか尋ねるシールアンケートを実施し、受診していない人には、リーフレットをお渡しして、健診の大切さをお伝えしました。

市全体研修における活動事例発表

都筑区保健活動推進員会の活動について、市全体研修の中で、区を代表して活動事例発表を行いました。

「都筑区の健康づくり活動について」（令和5年11月9日）

●「都筑区保健活動推進員会について」　発表者 大野都筑区会長
●「コロナ渦でも出来た！ウォーキング講座」　勝田茅ケ崎地区：発表者 桝会長
●「防災フェアでの活動について」　ふれあいの丘地区：発表者 佐々木会長・加藤副会長

つづき つづける 健康づくり
都筑区

活動紹介

都筑区保健活動推進員会は14地区に分かれて活動をしています。地区や自治会町内会単位でイベントを開催したり、他団体主催のイベントに参加して、健康づくりの啓発を行っています。
活動内容は、健康チェック、体力測定の実施、健診受診の勧めなどがあります。他に、子育て支援や高齢者支援なども行っています。
ここでは、活動の一部を紹介します!

活動1 健康づくり活動

地区のイベントで健康チェックを実施したり、区役所と協力して健康講座を開催しています。また、高齢者への健康支援も行っています。

中川地区

歯科衛生士による「お口の健康講座」は大好評です。

池辺地区

高齢者支援として、ファミリーカフェを開設して6周年。おしゃべりに歌、軽い運動と楽しく活動中です。

川和地区

歯科医師による「歯周病」の講話と歯科衛生士による「予防指導」を行いました。

渋沢地区

他地区の良い取組を見学しながら、渋沢地区での活動展開を検討中です。一緒に活動できる仲間を募集中です!

茅ケ崎南MGCRS地区

4年ぶりの夕涼み会で健康チェックを実施。健康寿命を延ばすために気軽に受けてみませんか。

ふれあいの丘地区

健康フェアでオーラルフレイル講座と健康チェックを実施しました。

活動2 運動啓発

様々な運動を通して、交流を深め、体も心も健康であることの大切さをお伝えしています。

都田地区

ボッチャ大会を通して健康推進を行い、地域の親睦を深めています。

佐江戸加賀原地区

さわやかステップ体操は、ゆるやかな音楽に合わせて、楽しく談笑しながら、手や足を動かします。

荏田南柚木荏田南地区

恒例の健康チェックに加え、家の中でも簡単にできる体操「ハマトレ」も体験。健康寿命アップを目指しましょう!

活動3 他団体との連携企画

食を通した健康づくりを進めるため、食生活等改善推進員(ヘルスメイト)と連携したイベントを行っています。また、地域のつながりを活かし、他団体と連携して、健康づくり活動を進めています。健康づくりの輪が広がっています。

東山田地区 + 山田地区

東山田地区・山田地区・ヘルスメイトさんとの連携企画(健康チェックの実施と健康メニューの試食)の事前準備として、企画当日配布する健康メニューを一緒に調理する試食会を実施し、交流を深めました。

かちだ地区 + 新栄早渕地区

8月24日(木)新栄早渕ケアプラザにて、新栄早渕地区とかちだ地区とヘルスメイトさんとの連携企画として、「健康チェック」と「1日分の野菜350gの測定」を行いました。二十数名の方々にご参加いただき、食事と健康の深いつながりを、両面からお話しすることができました。

勝田茅ケ崎地区

～3つの会のコラボ健康測定会 ～
茅ケ崎地区婦人会・消費生活推進員会・保健活動推進員会

【測定内容】骨密度・血管年齢・握力計
足趾力計・体組成計
【紙芝居】悪徳商法(床下補強工事編)
【保健師のお話】骨密度について

つづき14地区MAP

NEW 災害時でも健康でありつづけるための情報を地域の皆様にお伝えする活動を開始

災害時でも健康を維持するため、保健活動推進員の活動時に、食の備蓄や口腔ケア、感染症予防等をお伝えするプチ講座に取り組みはじめました。
いつ、なんどき災害が起きるかもしれない今の時代、日ごろの備えは大切です。
保健活動推進員も活用している「災害時にも役立つBOOK」は区役所で配布中です。

各地区の活動について

保健活動推進員の活動を知っていただくため、各地区で活動紹介パネルを作成しています。全 14 地区のパネル内容を同封いたしますので、推薦の際の参考にしてください。

パネル展について

以下日程において、都筑区保健活動推進員のパネル展を開催します。今回紹介したパネルも展示する予定ですので、ぜひお越しください。

⑴ 日程
令和６年12月９日（月）10時　から　令和６年12月13日（金）15時まで
※区庁舎開放時間　8:00～22:00

⑵ 場所
都筑区役所１階　区民ホール

各地区の活動紹介パネル

東山田地区

赤ちゃん会

初めての子育ては不安もいっぱい
お子様とのふれあい遊びを通して
仲間づくりをする育児教室デス
歯科衛生士、助産師、救命士等の
アドバイスを頂ける時間もあります

東山田地区

東山田１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、5町会、6町会
7町会、コンフォール東山田 からなる活動地域です。
「地域で支える健康作り」を目標に赤ちゃんから
シニアまで楽しく参加できる保健活動を啓発しています！

ヘルスメイトさんとの連携

保健活動推進委員とヘルスメイトは、健康づくりの推進役！
令和5年、ヘルスメイト＆山田地区の３者合同で
提案頂いた健康＆栄養メニューの調理試食会を開催！

SOS！
喉につまったら！

バランス満点☆

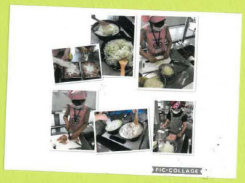

教えて頂きました！

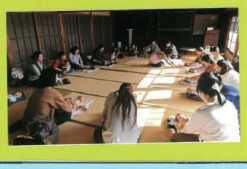

東山田公民館
お世話になりました！

健康フェスタ開催　健康チェック

東山田コミュニティハウスにて、毎年開催！
地域の皆様の「健康寿命」を延ばし
楽しい日常生活を送ることが出来るのが目標です

健康寿命とは？

「健康上の問題で、日常生活が制限される事なく
生活できる期間」の事です

気になる数値　今年はどうかな

骨密度は何％？

東山田地区 保健活動推進委員

山田地区 保健活動推進員

山田地区

保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、地域の健康づくりのサポーター役として、
市長の委嘱を受け、さまざまな活動を通して地域のみなさんの
健康づくりを応援しています。みどり色のベストが目印です！

食育・健康フェア

自分の今の体の状態を知ってもらうために、血管年齢や体組成（体脂肪率、筋肉量、基礎代謝など）などの測定を実施しました。
また、大腸がんクイズラリーや乳がん自己触診体験を通して、がん検診の大切さをお伝えしました。
区民の皆さんの健康意識を高めるきっかけづくりができ、今後の活動の励みになりました。

健康チェック

血管年齢を測定する機器

血管年齢を測定中！
結果にドキドキです。

健診を受けているかを書き込むシールアンケートを実施しました。受診していない人には、リーフレットをお渡しし、健診の大切さをお伝えしました。

赤ちゃん会

中川地区保健活動推進員

私たちはこんな活動をしています！

中川地区

健康チェック

定期的な健康測定で
フレイル予防

災害にも役立つBOOKの紹介

万が一のとき、
自分と家族を
守るには…

赤ちゃん会

ママも赤ちゃんも
ともだち作り

お楽しみ会食会

おいしいごはんと
楽しいおしゃべり

多世代向け

お口の健康講習会

万病のもと、歯周病の予防で
食べる楽しみいつまでも

ヘルスメイトさんとの合同イベント

健康寿命を延ばそう！
身体チェックとレシピの紹介

子育て世代向け

園庭開放

みんなで元気に外遊び！

高齢者世代向け

みんなでお散歩

仲間との散歩で
心を元気に！

勝田茅ケ崎地区

かちだ地区

かちだ地区

保健活動推進員

保健活動推進員は皆様と健康づくりを進めることで地域全体の

「健康寿命」を維持する事を目指してサポート役を担っています

かちだ地区銀杏並木

2023年度活動報告

新型ケアプラザにて、連携企画実施

●保活は新栄早渕地区、かちだ地区合同で【健康チェック】

血管年齢、握力測定、乳房モデルでしこり探し

●ヘルスメイトさん【一日の野菜摂取350g取ろう】

色とりどりの野菜を用いて350g測定

それぞれの企画ブースで皆さん日々健康に

過ごせるよう興味を示して頂きました

2022年度活動報告

勝田小学校コミハウスにて

サークルの場をお借りして

健康チェックを実施しました

新栄早渕地区

ふれあいウォーキング

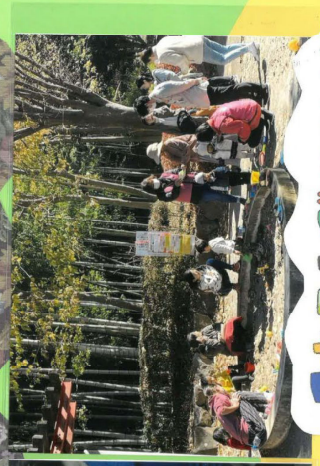

ゴールでほっと

ハイポーズ

ゴールでストレッチ

都田地区

都田地区保健活動推進委員会

都田地区キャラクター
みやこちゃん

こんな活動をしています

健康づくり・子育て支援・その他の活動や区民まつりでの
血管年齢測定など地域の皆さんの健康啓発活動をしています

①健康づくり活動

健康チェック
ラジオ体操やボッチャ大会など
さまざまな場面で

②子育て支援活動

子育てサロン　隔月開催
ママ友づくりやリフレッシュ
の場になっています

③その他の活動

ウォーキング
ふれあいグランドゴルフ

都田地区14自治会町内会

川向・大熊・折本・東方・平台・長坂
桜並木・仲町台中央・仲町台2~4・プロムナード仲町台
ヴェレーナ港北ニュータウン・シーズンプレイス

池辺地区

保健活動推進員とは？

地域の健康づくりのサポーター役として
市長の委嘱を受け、さまざまな活動を通して
地域のみなさんの健康づくりを応援しています。
みどり色のベストが目印です！

ファミリーカフェ

健康フェアー

ファミリーカフェ

歩けあるけ大会

例大祭　救護活動

佐江戸加賀原地区

佐江戸・加賀原地区
保健活動推進委員会

保健活動推進委員　とは・・・

地域全体で健康づくりを実践できるような
きっかけづくりや、健康づくりを継続する
ための支援を行います。

活動紹介

グランドゴルフ
場所：きんなん公園　毎週土曜日
10時～12時

10月　加賀原ハロウィンまつり
場所：月出松公園
握力測定　実施

赤ちゃん会：加賀原ケアプラザ　第4水曜日　10時～12時

さわやかステップ体操
月1回　場所：佐江戸会館　10時～11時45分
10月　体力測定　実施
身長測定・体組成測定・片足立ち・5m歩行

8月　佐江戸夏祭り：佐江戸公園
握力測定・『健口くん』実施
＊『健口くん』→舌や口唇・軟口蓋など
お口の運動機能を評価するもの

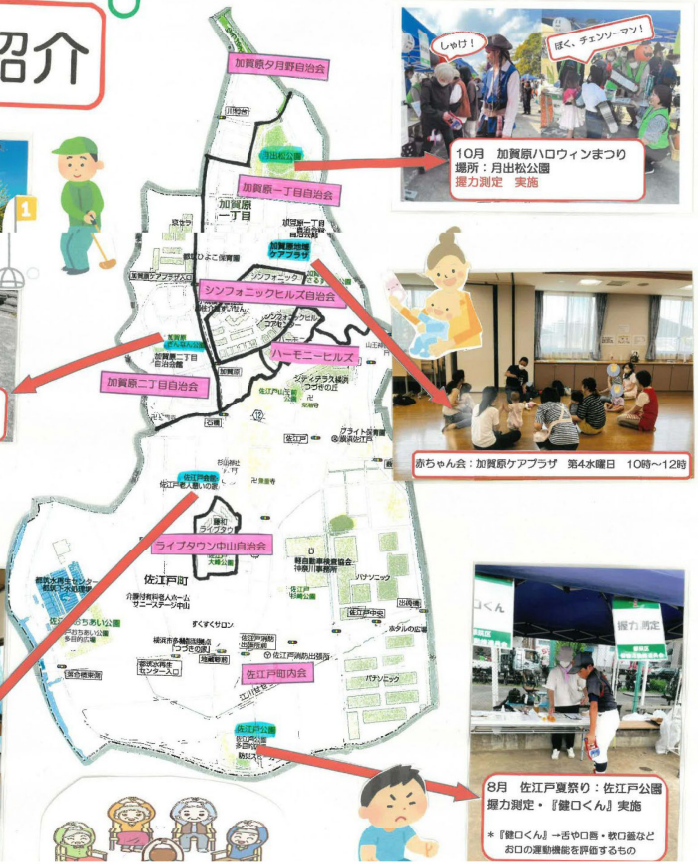

2023　保健活動推進員
川和地区活動報告

川和地区

川和地区人気スポット

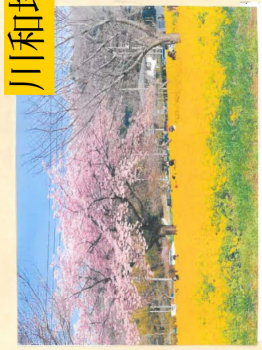

川和地区活動内容

★赤ちゃん会
第2週月曜日午前10時～11時
0歳児の親子さんを対象とした赤ちゃん会を実施しております
★川和健康フェスタ
健康チェックを実施、健康相談も受け付けております。
★歯周病予防出前講座
専門講師をお呼びしフレイル予防の講習。
★さんさん体操
楽しい日も暑い日も皆元気にハツラツと楽しい体操。
その他、新たな試みを通して健康課題向上のお手伝いをスタッフ全員で実施しております。

川和健康フェスタ

サンサン体操の練習

推進員仲良しメンバー

川和町内会：川和台自治会
川和団地自治会：都筑が丘第２自治会
都筑が丘住宅自治会：二の丸自治会

赤ちゃん会

歯周病予防出前講座

赤ちゃん会グループワーク

荏田南柚木荏田南地区

荏田南柚木荏田南地区

私たち保健活動推進員は地域の皆さんの健康づくりを応援します

研修会

定例会

「ゆうわ」発行

区全体活動

2023地区活動での健康チェック

大丸「からたちの会」
久し振りに開催された「誕生会・会食」で健康チェックを初めて実施。とても新鮮だったと喜んで頂けました。

かしの木台ハイツ「健康チェック会」
地域の人達の健康を気遣う素敵な方々と出会う事ができました。少しでも地域の方のお手伝いができればと、これからも皆様にとってより安心と健康に暮せる様に！

荏田南一丁目「やまぶきの会」
健康チェック会を開催いたしました。今回は、会場でラジオ体操やハマトレの DVD を流し、参加者と共に体を動かしました。

荏田南二丁目「みのり会」
恒例となっている健康チェック後、「ハマトレ体操」の体験、災害時に役立つ口腔ケアの話も盛り込んで大変好評でした。

しいの木台ハイツ
「オレンジポコ」さん主催の健康測定会で、BCチェッカーを行いました。何年かぶりのことで、住人の方がとても喜んでくれました。

柚木荏田胃連合自治会
健康チェックと歯科衛生士さんによる口腔ケアの講話を行いました。「楽しかった」「口腔ケアの大切さがよく分かった」と皆さんの好評を得ることができました。

都筑区福祉センター事業に協力したり、地区や自治会単位でイベントを企画し健康づくりの大切さをお伝えしています。

渋沢地区

保健活動推進員は皆様の健康づくりを応援するために、地域で活動しています

保健活動推進員ってなぁ〜に？

- 保健活動推進員は、自治会・町内会から推薦され、横浜市長からの委嘱を受けて活動する
- 【地域における市民の健康づくりの推進役】
- 【行政の健康づくり施策のパートナー】です。
- 基本的には連合町内会単位ごとに活動しています。
- 地区ごとに、お祭り等のイベントや老人会・赤ちゃん会等で健康チェックを行ったり、健康づくりに関する知識の啓発を行っています。

渋沢地区

荏田東１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、矢羽根地区で構成されてています

他地区の良い取組を見学しながら、渋沢地区での活動展開を検討中です。
一緒に活動できる仲間を募集中です

都筑区全体の活動

他地区の保健活動推進員と協力しながら、区役所の事業に協力し、区民の皆さんに健康づくりの大切さをお伝えしています。

令和５年度は
- **区民まつり**
- **食育・健康フェア** など

握力測定、血管年齢測定、
体組成測定（体脂肪率、筋肉量、
基礎代謝など）等を行いました！

茅ケ崎南MGCRS地区

茅ケ崎南 MGCRS 地区

保健活動推進員 活動紹介

茅ケ崎南 MGCRS 地区の概況

この地区全域が中高層の集合住宅となっており、港北ニュータウンの中では比較的早い平成元年から入居が始まりました。

地域南部を通る基幹的緑道である『ささぶねの道』沿いは保存緑地となっています。

連合名にある MGCRS は、域内の 5 つのマンション名の頭文字（メゾンふじのき台、港北ガーデンホームズ、クレストヒルズ、ルネサンスガーデンセンター南、グランスイートセンター南）をとったものです。

いずれも平成元年から 20 年にかけて完成した大規模な集合住宅です。

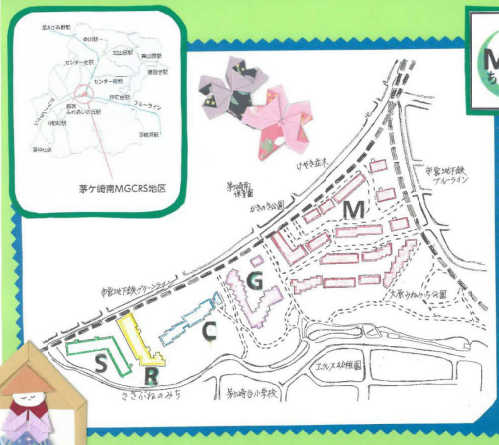

MGCRS ちがさきみなみ

8月 「夕涼み会」 健康チェック

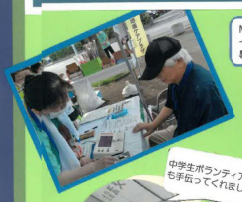

MGCRS地区恒例の『夕涼み会』にて、新栄地域ケアプラザさんと一緒に健康チェック（体組成計・血管年齢・握力計）を行いました。暑い中たくさんの来場者が計測に参加してくださいました。

中学生ボランティアさんも手伝ってくれました！

12月 元気ウォーク＆都筑野菜抽選会

MGCRS地区で活動しているポールウォーキングの皆様とコラボして「心行寺紅葉ウォーク＆都筑野菜抽選会」を実施しました。ウォーキング後、JA 横浜で購入した様々な野菜をくじ引きでお持ち帰りいただきました。

どの野菜にしようかな？

1月「いきいき講座」いつまでも元気に歩くために

MGCRS地区社協主催の『いきいき講座』にて◆いつまでも元気に歩くために◆をテーマに講師をお招きして、元気で楽しい講話と実技を実施しました。講義前には、健康チェックも行いました。

立ち上がりテスト 両手を使わずによっこいしょ

この他に区の「健康フェア」や「区民まつり」での健康チェックなどでも活動しています。地域の健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、お気軽にお声がけください。

ふれあいの丘地区

ふれあいの丘地区

ふれあいの丘連合祭

健康チェック・パンフレット配布

・体育館で実施

・子どもにつられ、一緒に保護者も参加

防災フェア（富士見が丘自治会）

健康チェック・パンフレット配布

防災時のオーラルケアについて（歯ブラシ配付）

・公園でのイベントのため、発電機を借用

・通りがかりの人も立ち寄ってくれた

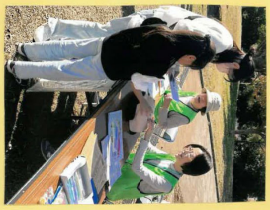

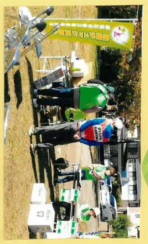

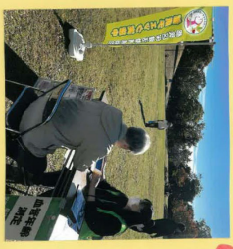

全体研修会

全体研修会（関内ホール）での活動発表

・他区の活動を知ることができた

つどい はぐくみ 和

味噌つくり講習会での健康チェック

・講習会後に実施、参加者がとても喜んでいた

地区社協健康講座

・歯科医による講座終了後に測定

・楽しそうに測定する方が多かった

・声を出すことにためらいのある方もいた

資料４

都筑区明るい選挙推進協議会　委員及び推進員の推薦について(依頼)

明るい選挙の実現、区民の投票参加の推進等を主な目的として活動しております、都筑区明るい選挙推進協議会令和５・６年度委員及び推進員の任期について、令和７年３月 31 日をもって満了となります。

つきましては、令和７・８年度の委員及び推進員の推薦をお願いいたします。

１ 委員の推薦について(都筑区・各地区連合自治会・町内会への御依頼)

（１）役割

委員は、団体から御推薦により、協議会に関する重要事項等を協議し、活動に参画していただく構成員です。

あわせて、各地区連合自治会・町内会において、選挙啓発活動の計画、実施及び報告をお願いいたします。

（２）任期

令和７年４月１日から令和９年３月 31 日まで

（３）推薦基準

各団体を代表し、協議会の活動に御参加いただける方（再任可)。

なお、公正な選挙啓発の推進を目的とする協議会の趣旨から、政治活動及び選挙運動に関わっている方の推薦については御遠慮ください。

（４）委員数

１６名（都筑区・各地区連合自治会・町内会から１名）

（５）推薦方法・期限

令和７年２月 21 日（金）までに、①メール、②窓口、③郵送のいずれかの方法により、「令和７・８年度　都筑区明るい選挙推進協議会委員　推薦書」を御提出ください。

※ 推薦期限の延長を希望される場合は、事前に都筑区総務課統計選挙係（948-2216）まで御連絡ください。

２ 推進員の推薦について(各自治会・町内会への御依頼)

（１）役割

各自治会・町内会長からの御推薦により、地域において選挙啓発活動を推進していただきます。

（２）任期

令和７年４月１日から令和９年３月 31 日まで

（３）推薦基準

有権者で選挙啓発に理解を示し、活動に協力できる方（再任可)。

なお、公正な選挙啓発の推進を目的とする協議会の趣旨から、政治活動及び選挙運動に関わっている方の推薦については御遠慮いただいております。

（４）推薦依頼数

各自治会・町内会において、１名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数を御推薦ください。

なお、これまでは、自治会・町内会の世帯数に応じた人数の推薦を依頼させていただいておりましたが、横浜市としても地域への負担を軽減する方針をとっていることから、今回から推進員の推薦人数を変更しております。推薦人数の見直しについては、令和６年４月 25 日（木）に実施した令和６年度都筑区明るい選挙推進協議会会議で議決済みとなっております。

（５）推薦方法・期限

令和７年２月 21 日（金）までに、①メール、②窓口、③郵送のいずれかの方法により、「令和７・８年度　都筑区明るい選挙推進員　推薦書」を御提出ください。

※ 推薦期限の延長を希望される場合は、事前に都筑区総務課統計選挙係（948-2216）まで御連絡ください。

３　今後のスケジュール

（１）令和６年 11 月 21 日（木）

各地区連合自治会・町内会に委員、各自治会・町内会に推進員の推薦依頼

（２）令和７年２月 21 日（金）

委員・推進員推薦期日

（３）令和７年５月(予定)

明るい選挙推進協議会会議

（４）令和７年６月(予定)

明るい選挙推進大会

連合自治会・町内会

令和７・８年度　都筑区明るい選挙推進協議会委員　推薦書

団体名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ	
氏　　名	
住　　所	〒 都筑区
連絡先 ○電話番号（御自宅／携帯）	－　　－　　（御自宅）
	－　　－　　（携帯等）
○メールアドレス （お持ちの場合）	（メールアドレス）
備　　考 ※役職等がありましたら お書きください	

※　令和７年２月 21 日（金）までに、①メール、②窓口、③郵送のいずれかの方法により御提出ください。

※　期限の延長を希望される場合は、都筑区総務課統計選挙係（948-2216）まで御連絡ください。

自治会・町内会

令和７・８年度　都筑区明るい選挙推進協議会推進員　推薦書

自治会・町内会名：

記入者：

No	フリガナ 氏　　名	住所	電話番号	前年度からの継続
1		〒 都筑区		継続・新規
2		〒 都筑区		継続・新規
3		〒 都筑区		継続・新規
4		〒 都筑区		継続・新規
5		〒 都筑区		継続・新規

※　各自治会・町内会において、１名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数を御推薦ください。

※　令和７年２月21日（金）までに、①メール、②窓口、③郵送のいずれかの方法により御提出ください。

※　期限の延長を希望される場合は、都筑区総務課統計選挙係（９４８－２２１６）まで御連絡ください。

資料 5

経　消　第607号
令和６年11月１日

自治会町内会 会長　各位

横　浜　市　長

令和７・８年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和５・６年度委嘱の方々の任期が令和７年３月31日をもって満了となります。

つきましては、令和７・８年度も引き続き、横浜市消費生活推進員活動事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただきますよう、御依頼申し上げます。

担当　　経済局消費経済課　新田、一杉、長岡
電話　　６７１－２５８４

※推薦についてのご質問は、お住まいの区の地域振興課へお問い合わせください。

令和７・８年度横浜市消費生活推進員　推薦の詳細について

１　趣　　旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦や公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会･町内会等からの御推薦をお願いするものです。

２　任　　期

・１期２年で市長から委嘱を受けて活動します。

・今回の募集は令和７年４月から令和９年３月までが任期となります。

・再任は２回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、３回以上再任されることができます。

３　消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1)　地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動をします。

活動分類	内　　容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止･拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意（地区の実情により実施）
	環境に配慮した購買行動の推進	
	情報紙の発行･回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2)　その他

ア　推進員相互の情報交換等

イ　研修への参加

ウ　市が行う消費者行政に対する協力

4　募集対象者

令和７年４月１日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5　推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

6　推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

御記入いただいた個人情報は、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和５・６年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7　提出期限及び提出先

令和７年２月21日(金) までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

また、自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、 区役所地域振興課へ御相談下さい。

8　委　　嘱

令和７年４月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

9　そ の 他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集チラシをご覧ください。

令和７・８年度
横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。

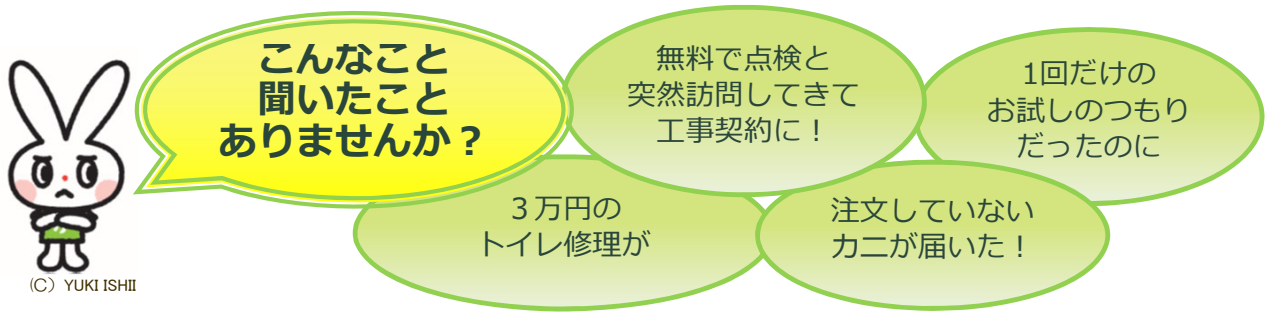

消費者被害が増えています！

買い物をして、料理をして食事する。 スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。
「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、
消費者トラブルが次々に発生しています。
皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は？

- 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へつなぎます。

横浜市経済局消費経済課

横浜市消費生活推進員　推薦の流れ

時期	ご依頼事項	
11 月 下旬	連合会町内会	＊各自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。
12 月 ～ 2 月末	①自治会町内会	**候補者の選出**
	②候補者	**候補者が候補者推薦書の必要事項を記入**
	③自治会町内会	**候補者推薦書を区役所地域振興課に提出** **（自治会町内会名、会長名が記入されているか、ご確認ください）** **締切：令和７年２月 21 日（金）まで** ＊自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へご相談下さい
３月 下旬～	区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知
４月	区地域振興課	委嘱状の交付

提出・お問合せ先

都筑区　地域振興課　地域振興係　担当者　橋垣　相澤
住所：都筑区茅ケ崎中央32－1
電話：948－2234　　FAX：948－2239

【令和７・８年度横浜市消費生活推進員の御推薦にあたって】

- 自治会町内会からの御推薦は必須ではありません。
- 無理のない範囲で、消費生活推進員活動に興味があり、地域で活動していただける方を御推薦ください。
- 消費生活推進員の任期について、横浜市消費生活条例施行規則の一部改正により、令和５年４月1日から３回以上の再任が可能になりました。（再任２回・最長６年の制限がなくなりました。）

※御不明な点、御相談がございましたらお知らせください。

都筑区役所地域振興課
担当　橋垣、相澤
電話　９４８－２２３４
メールアドレス　tz-chishin@city.yokohama.lg.jp

消費生活推進員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ	令和７年４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　月	歳
住　　所		電話番号
〒		（自宅）
		（携帯）
メールアドレス※		

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

市連会 11 月定例会説明資料
令 和 6 年 11 月 12 日
市 民 局 地 域 活 動 推 進 課

自治会町内会デジタルツール展示･相談会について【御案内】

1　趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を市内３か所で開催します。

当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

2　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

3　開催概要

(1) 令和７年１月25日（土）10時～ 保土ケ谷区役所 本館地下１階・会議室
（相鉄線「星川駅」徒歩５分）

(2) 令和７年２月２日（日）10時～ 磯子区役所 ７階701・702会議室
（JR根岸線「磯子駅」徒歩５分）

(3) 令和７年２月８日（土）10時～ 都筑区役所 ６階大会議室ＡＢ
（市営地下鉄「センター南駅」徒歩６分）

＝当日の流れ（予定）＝

時間	内容
10：00～10：15	自治会町内会ＤＸの説明（約 15 分）
10：15～11：00	企業・団体によるデジタルツール等の説明（約 45 分）
11：00～12：00	展示・相談会（約 60 分・途中退席可）

参加企業：電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展調整中。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。出展企業が決まりしたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。

※いずれの日程も同じ内容の予定です（出展企業・団体は変わることがあります）

自治会町内会 DX 応援事業
ホームページ

■エントリーシート提出期限：**令和７年１月14日（火）必着**

※参加希望多数の場合は、抽選にて参加可能団体を決定します（その場合のみ後日お知らせします）。

裏面あり

４　「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」について

令和６年３月から７月までの間に実施しました標記アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

〇主な集計結果

回答率　単位町内会約44％（1,259団体）、地区連合町内会約46％（118団体）

≪デジタルツールの活用状況（単位町内会の集計結果）≫

1　現在取り組んでいるもの（複数回答可、ｎ＝1259）

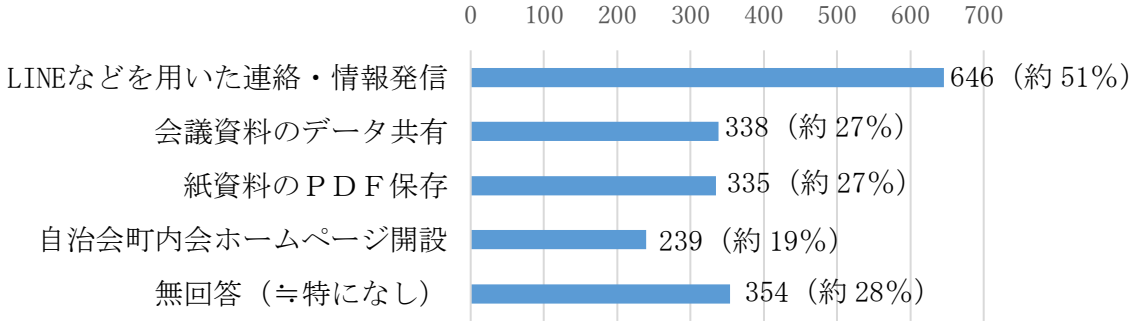

2　今後、取り組みたいもの（複数回答可、ｎ＝1259）

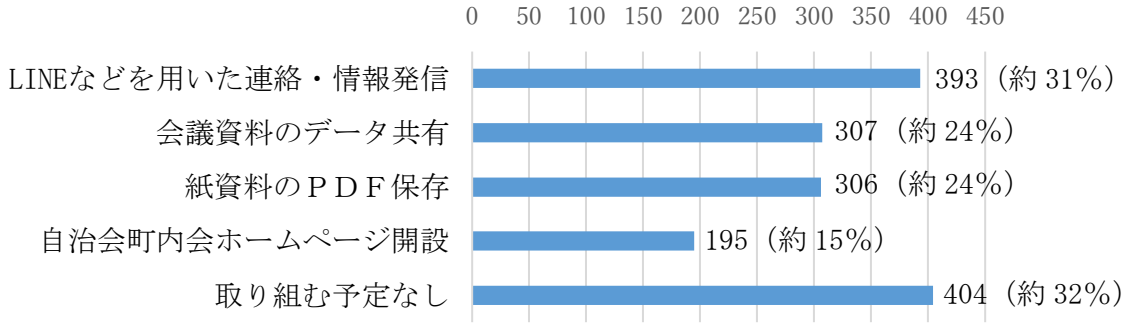

いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考とさせていただきます。

担当：市民局地域活動推進課
松永、石栗
電話：671-2317
FAX　：664-0734

自治会町内会向け

自治会町内会で使える
デジタルツール展示・相談会

参加無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

こんな方向けの内容です

- デジタルで活動は楽になるの？
- 具体的にどんなものがあるの？
- どうやって選べばいいの？
- お金はかかる？

電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。
出展企業が決まりしたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→

開催日時・場所

①1月25日（土）10～12時　保土ケ谷区役所
②2月2日（日）10～12時　磯子区役所
③2月8日（土）10～12時　都筑区役所

各回同じ内容です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話
045－671－2317

申し込みは、裏面の二次元コードまたはFAXにて

〆切：2025年１月１４日（火）
申し込み先：市民局地域活動推進課

●電子申請：右側の二次元コードから入力 →
●ＦＡＸ：０４５－６６４－０７３４

自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

１　出席希望の日程に〇を付けてください（1か所のみ）

出席希望	日　　程
	①令和７年**１月25日**（土）10時～ 保土ケ谷区役所会場　本館地下１階・会議室 （相鉄線「星川駅」徒歩５分）
	②令和７年**２月２日**（日）10時～ 磯子区役所会場　７階701・702会議室 （JR根岸線「磯子駅」徒歩５分）
	③令和７年**２月８日**（土）10時～ 都筑区役所会場　６階大会議室ＡＢ （市営地下鉄「センター南駅」徒歩６分）

２　自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

（※会場の都合上１団体２人までお願いいたします）

区名	区
自治会町内会名	
人数（２人まで）	人

３　連絡先電話番号をご記入ください

TEL：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区連会11月定例会資料
令和６年11月21日
みどり環境局公園緑地管理課

地区連合自治会町内会長　様
自治会町内会長　様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

１　事業の趣旨

「子育てしたいまち　次世代を共に育むまち　ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和７年４月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

２　対象公園

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

３　今後の予定

・令和６年10月～　公園が禁煙になることについて、順次、広報・ＳＮＳ等や現地掲示による事前周知を行っています。
・令和７年　４月～　条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

４　お願いしたいこと

【区連長】　御承知おきください。
【地区連長】　地区連合定例会等で周知をお願いします。
【単位会長】　単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

５　広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から３月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡しすることも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※　掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。
※　各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の３月末になりましたら、処分していただきますようお願いします。

みどり環境局公園緑地管理課
電話　045-671-2642 /FAX 045-550-3916
ﾒｰﾙ　mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

令和7年4月から横浜市の公園は禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。
望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きたばこもやめましょう。

公園の禁煙化について
（みどり環境局公園緑地管理課）

受動喫煙防止対策について
（健康福祉局健康推進課）

ポイ捨て・歩きたばこについて
（資源循環局街の美化推進課）

【連絡先】みどり環境局公園緑地管理課
TEL: 045-671-2642　MAIL: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

市連会 11 月定例会説明資料
令 和 6 年 11 月 12 日
健 康 福 祉 局 保 険 年 金 課
医 療 援 助 課

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1　趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。

＜12 月 2 日以降の受診方法＞

	令和６年 12 月２日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

2　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3　情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1)　専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】
TEL：０４５－６２０－８１８７
令和７年１月 31 日まで（土日祝日を除く） ９時から 19 時まで

(2)　マイナ保険証の概要
　ア　マイナ保険証とは
　イ　マイナ保険証の利用登録方法
　ウ　マイナ保険証の使い方

(3)　マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4)　よくある質問とその回答
　被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当　二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 /FAX 045-664-0403
メール　kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当　杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409/FAX 045-664-0403
メール　kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

● 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する

専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

TEL：０４５－６２０－８１８７

令和７年１月 31 日まで（土日祝日を除く）９時から 19 時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

● マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。

あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙１「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもＯＫ！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙２「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

● 12 月２日以降の受診方法について

12 月２日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

	令和６年 12 月２日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

マイナ保険証に関する質問

（国民健康保険・後期高齢者医療制度）

Q1　12 月2日から紙の保険証が使えなくなるのですか

12月2日以降も**紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます**。このため、**12 月2日以降も紙の保険証は廃棄しないで**お持ちください。

Q2　マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。

以下の場所で、利用登録をすることができます。

① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）

② セブン銀行のATM（セブンイレブン店舗等）

③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法はこちでご確認ください。（厚生労働省HP）

Q3　マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限（最大令和7年7月 31 日まで）まで利用することができます。

また、**マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付します**ので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

Q4　医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」（※）を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズの用紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。（後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。）

別紙１

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の 受付でもOK！

**マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！**

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

▶

本人確認（顔認証等）

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

▶

※カードリーダーのメーカーにより
画面が異なります

この画面から
お申込み

▶

登録完了

マイナンバーカードが
健康保険証として利用可能に！

▶

利用

同意取得（お薬情報など）

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続が終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁

総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

**健康保険証利用の
申込みのお問合せ先**

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（マイナンバー）

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

別紙２

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります

2 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。

または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

3 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

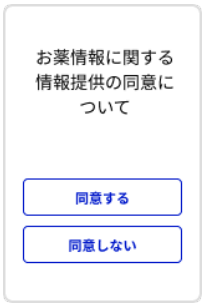

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

4 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

市連会 11 月定例会説明資料
令 和 ６ 年 １１ 月 １２ 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第２弾）
早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について【協力依頼】

１　趣旨

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第２弾）は、令和６年６月からキャンペーンを実施してまいりましたが、この度、予算上限に到達したため、11 月５日（火）に早期終了いたしました。

つきましては、早期終了をもって広報チラシの掲出も終了となりますので、令和６年５月に掲出依頼をした広報チラシを、自治会町内会の掲示板から撤去していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

自治会町内会の皆様におかれましては、広報等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
【単位会長】掲示板に右記の広報チラシをご掲出いただいている場合は、撤去をお願いいたします。

３　お問い合わせ先

<u>キャンペーンの内容に関すること</u>

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

<u>掲示板への広報チラシ掲出・撤去に関すること</u>

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：045-671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課　担当　東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール　da-ecohama@city.yokohama.lg.jp

市連会 11 月定例会説明資料
令 和 6 年 11 月 12 日
総 務 局 防 災 企 画 課

「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る 市民意見募集の実施について【情報提供】

1　趣旨

横浜市では、令和６年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞
- 災害が起きる前からの備え（地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など）
- 被災者支援（避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など）
- 災害時の拠点強化（旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など）
- 公共インフラの強じん化（橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など）

2　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3　市民意見募集について

(1) 募集期間（予定）

令和６年 12 月中旬から令和７年１月中旬まで

※　詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※　広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

(2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター（市庁舎３階）、各区役所広報相談係ほか

※　市ウェブページにも掲載します。

(3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、電子メール又はＦＡＸ

4　今後のスケジュール

- 令和６年 12 月中旬～令和７年１月中旬　素案に係る市民意見募集
- 令和７年３月末　「新たな地震防災戦略」策定

総務局危機管理室防災企画課
担当　阿武（あんの）、田岡
電話 045-671-4096 /FAX 045-641-1677
ﾒｰﾙ　so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

市連会 11 月定例会説明資料
令 和 6 年 11 月 12 日
資 源 循 環 局 政 策 調 整 課

一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ３Ｒ夢プラン」への御協力の御礼について【情報提供】

1　趣旨

横浜市では平成 23 年１月に「ヨコハマ３Ｒ夢プラン」を策定し、ごみと資源の総量を令和７年度までに 10%削減の目標を掲げ、取り組んできました。令和５年度のごみと資源の総量は、市民、事業者の皆様の御協力により、基準年度対比 12.2%の削減となり、目標を２年前倒しで達成できました。厚く御礼申し上げます。

また、「ヨコハマ プラ 5.3 計画（令和６年１月策定）」の主要取組であるプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、10 月から先行の９区で順調にスタートを切ることができました。引き続き、来年４月の全市拡大に向けて御協力をお願いいたします。

2　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

3　令和５年度「ごみと資源の総量」の確定値について

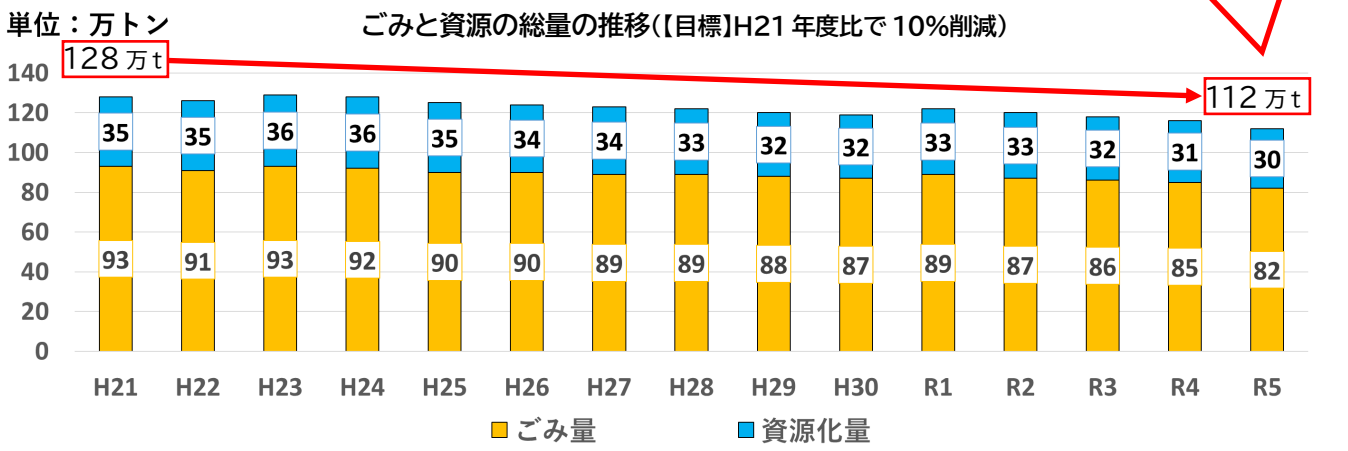

4　プラスチックごみの分別拡大の実績（速報値）について（９区、10 月４週間累積値（※１））

開始から１か月の実績値は次のとおりです。ラップ、チャック付きポリ袋、ビニール袋が燃やすごみに多く含まれています。これらはプラスチック資源となりますので分別をお願いします。

	令和４年 10 月（プラ 5.3 計画基準年度）	令和６年 10 月	削減量	市民１人あたりの年間削減量※2
燃やすごみに含まれるプラスチック資源の量	1,886ｔ/4 週	1,295ｔ/4 週	591t/4 週	4.7kg/年・人

※１　同じ曜日回りで比較するため、10 月１日～28 日までの４週間の累積値としています。

※２　プラ 5.3 計画の目標を市民１人あたりに換算すると削減量 5.3kg/年

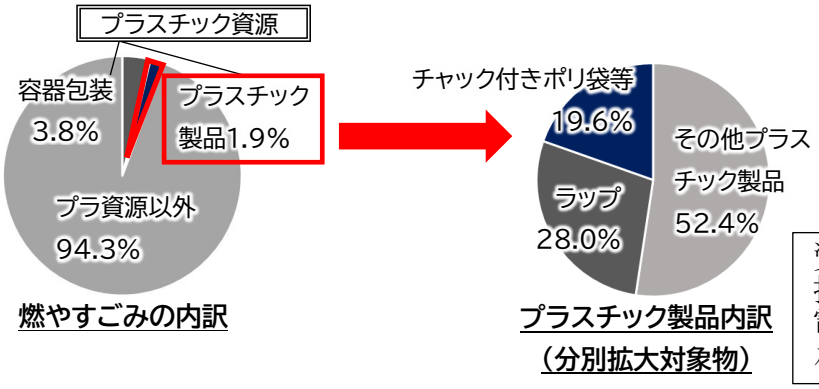

資源循環局政策調整課
担当　今井、木村、川邊
電話 045-671-2503 /FAX 045-550-4239
メール　sj-seisaku@city.yokohama.lg.jp

市連会 11 月定例会資料
令 和 6 年 11 月 12 日
市民局地域活動推進課

令和６年度「自治会町内会のための講習会」
事例発表収録動画の YouTube 配信について【情報提供】

１　事業の趣旨

令和６年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画を YouTube にて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　配信内容、配信期間など

（１）配信内容

市内２区の自治会町内会に、ICT を活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

① 保土ケ谷区　坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」（LINE を活用した情報伝達）

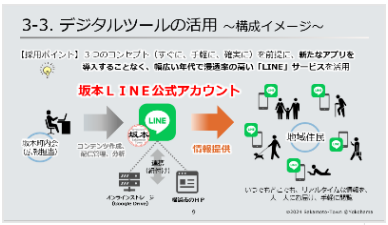

② 瀬谷区　本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

↑事例発表の一部抜粋

（２）配信期間など

・令和６年 11 月 12 日（火）～令和８年３月 31 日（火）

・以下のホームページから視聴できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市　自治会町内会への加入促進　検索

←事例発表の
二次元コード

４　その他

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和６年 11 月 12 日（火）午前９時から令和７年３月 31 日（月）午後５時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記の二次元コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧（個人向け）」→キーワード検索「自治会　講習会」で検索できます。

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start

←感想等受付の
二次元コード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課　川口、笹尾
電話：671－2317
Ｅメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和６年１１月吉日

連合町内会長・自治会長　様

都筑区さわやかスポーツ普及委員会
会長　　田　口　　義　弘

令和７・８年度都筑区さわやかスポーツ普及委員会
普及委員の推薦について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、「ヨコハマさわやかスポーツ」推進事業に多大なご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

当普及委員会は、平成６年度に発足し、区民の健康・体力づくりの一環として、老若男女を問わず、誰もが気軽にできる軽スポーツ・レクリエーションの普及活動を、普及委員の方々の協力を得ながら展開しております。

つきましては令和６年度末をもちまして、各普及委員の任期満了となりますので、令和７・８年度の普及委員を各連合町内会自治会から２名以上のご推薦をいただきたくご依頼申し上げます。

お手数ですが別紙の令和７・８年度推薦委員記入用紙に推薦委員名をご記入の上、令和７年２月28日(金)までに郵送もしくはＦＡＸにて、ご返信くださいますようお願い申し上げます。

記

１　依頼推薦委員の人数
　各連合町内会自治会から２名以上

２　普及委員の任期
　令和７年度総会日（未定）～令和８年度総会日（未定）の２年間

３　推薦委員記入用紙の提出期日
　令和7年2月28日(金)

４　推薦委員記入用紙の提出方法
　都筑区さわやかスポーツ普及委員会事務局に郵送もしくはＦＡＸにて

５　第一回普及委員会　総会
　令和７年５月中旬ごろに都筑スポーツセンターでの開催を予定しております。
　詳細は、選出された方へ事務局から開催案内等送付します。

６　その他
　毎回、各連合町内会自治会のスポーツ推進委員、青少年指導員、老人クラブ、子ども会、地域指導者等からご推薦いただいております。

都筑区さわやかスポーツ普及委員会事務局
担当　池田　裕貴
〒231-0015　横浜市中区尾上町6-81 ニッセイ横浜尾上町ビル１階
横浜市スポーツ協会内
TEL：080-4654-5189　FAX：045-640-0024

都筑区さわやかスポーツ普及委員会会則

（目的）

第１条　　市民の健康・体力づくりの一環として、老若男女を問わず、だれもが気軽にできる軽スポーツ・レクリエーションを地域ぐるみ普及、展開することを目的として、都筑区さわやかスポーツ普及委員会（以下「普及委員会」という。）を設置する。

（事務局）

第２条　１　この普及委員会は事務局を、横浜市中区尾上町六丁目81番地（ニッセイ横浜尾上町ビル内）に置く。

２　この会は、公益財団法人横浜市スポーツ協会職員を事務局員とする。

３　事務局長は会長が兼務する。

（事業）

第３条　　普及委員会は、前条の目的を達成するため、次に揚げる事業を行う。

（１）普及種目の決定に関すること

（２）活動場所の選定に関すること

（３）指導者の派遣調整に関すること

（４）区大会の企画・運営に関すること

（５）関係団体との連絡調整に関すること

（６）その他普及活動を促進する事業に関すること

（事業年度）

第４条　　普及委員会の事業年度は４月１日から翌年３月３１日とする。

（組　織）

第５条　　普及委員会は、次に揚げる代表者、及び各地区連合町内会会長の推薦を受けた1名以上で、第１条の目的に賛同して積極的に活動に参加できる者で組織する。

（１）各地区連合町内会会長による推薦者

（２）スポーツ推進委員

（３）青少年指導員

（４）老人クラブ会員

（５）横浜市社会体育指導者連絡会会員
（６）その他必要に応じて自治会・町内会役員・学校開放運営委員会等の地域指導者を加えることができる。

（役　員）
第６条　１　普及委員会には、次の役員を置く。
（１）会　長　　１名
（２）副会長　　若干名
（３）監　事　　２名
２　役員は、委員の中から互選により決定する。

（事務局長及び事務局員）
第７条　１　この普及委員会の事務（庶務・経理など）を処理するため、事務局長及び事務局員を置く。
２　会計は事務局員が担当し、決済は事務局長が担当する。

（役員の任務）
第８条　１　会長は、普及委員会を代表し、会務を掌理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
３　監事は、普及委員会の会計を監査する。

（役員及び普及委員の任期）
第９条　１　役員及び普及委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　役員及び普及委員に欠員が生じたときは補充することができる。
補充役員及び普及委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）
第１０条　この普及委員会は次の会議を置き、会長が招集する。
（１）総会
（２）役員会
（３）普及委員会

（議決）
第１１条　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するものとする。

（奨励金の交付）

第１２条　　（公財）横浜市スポーツ協会会長は、指定を受けた普及委員会に対し、予算の範囲内で奨励金の交付を行う。

（報告書の提出）

第１３条　普及委員会は、事業終了後遅滞なく事業報告書を（公財）横浜市スポーツ協会会長に提出しなければならない。

（その他）

第１４条　その他必要な事項は別に定める。

付　則

１　この会則は、平成９年４月１日から施行する。

２　この会則は、平成１９年４月１日から施行する。

３　この会則は、令和２年５月２７日から施行する。

４　この会則は、令和６年５月２４日から施行する。

(公財)横浜市スポーツ協会
地域連携課

ヨコハマさわやかスポーツ普及事業について

1．さわやかスポーツとは

「いつでも・どこでも・だれにでも」をモットーに、気軽に楽しめる軽スポーツです。約 20 の普及種目を各区の実情に合わせて展開しています。

2．さわやかスポーツ普及委員会とは

さわやかスポーツを通じて地域の方々の健康づくりや仲間作りに役立ててもらうため各区に設立され、イベントの開催や指導者の派遣等を行っています。

3．さわやかスポーツの歩み

昭和 62 年に、市の教育委員会と福祉局（当時）でそれぞれ行われてきた軽スポーツ普及事業を統合し、ヨコハマさわやかスポーツ普及委員会が設立されました。当初は、横浜市の委託事業でしたが、現在は横浜市の補助金を受け横浜市共催事業として活動しています。

4．普及種目

シャフルボード、インディアカ、チュックボール、バウンドテニス、ペタンク（室内ペタンク）、ディスクゴルフ、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、輪投げ、ドッヂビー、ボッチャのほか各区の実情に合わせて新種目も取り入れています。

5．令和６年度ヨコハマさわやかスポーツ重点事業

「誰でも気軽に楽しめる」というヨコハマさわやかスポーツの特性を活かし、共生社会の実現に向けた取組（インクルーシブ事業）に重点を置いて活動を進めています。障害や性別、年齢に問わず、身近な地域で継続的にスポーツ活動ができる環境づくりを目指しています。

普及委員の主な活動

①地域でのさわやかスポーツの普及活動

②さわやかスポーツの区交流大会時の大会運営補助

③さわやかスポーツデモンストレーションの時の技術指導

④さわやかスポーツに関する指導者派遣依頼対応

参考：都筑区さわやかスポーツ普及員会では、ソフトバレーボール大会や、人が多く集まりやすい場所での体験会などを開催しています。

令和７・８年度　都筑区さわやかスポーツ普及委員会　推薦委員記入用紙

連合町内会自治会名		連合町内会自治会会長名	

	フリガナ 氏　　名	住　　所	電　話　番　号
1		〒 都筑区	（　　）
2		〒 都筑区	（　　）
3		〒 都筑区	（　　）
4		〒 都筑区	（　　）
5		〒 都筑区	（　　）
6		〒 都筑区	（　　）

※令和7年2月28日（金）までに郵送もしくはＦＡＸにて、ご返信ください。

〒231-0015　横浜市中区尾上町6-81 ニッセイ横浜尾上町ビル1階　横浜市スポーツ協会内
都筑区さわやかスポーツ普及委員会事務局　担当者　宛て　（FAX：045-640-0024）

都 筑 地 振 第 1444 号
令 和 6 年 11 月 21 日

都筑区連合町内会自治会
地区連合会長　各位

都筑区長　　佐々田　賢一

令和６年度つづき３Ｒまちの美化推進功労者表彰
候補者の推薦について（依頼）

日頃から、つづき３Ｒまちの美化事業の推進につきましては、多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

都筑区では街の美化及び横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進に功績のあった個人又は団体に対して、その功績を称え、区長表彰を行っています。

つきましては、各地域で顕著な活動をされている方（個人または団体）を御推薦ください。

１　表彰事由

(1)　地域における清掃活動・啓発活動に尽力するなど、清潔できれいな街づくりの推進に功労のあった個人又は団体　（清掃）

(2)　地域でのごみ減量化活動など、ヨコハマ プラ 5.3 計画の推進に功労のあった個人又は団体　（ごみの減量・リサイクル）

(3)　緑化活動等に尽力し功労のあった個人又は団体　（緑化）

２　候補者数

各地区連合で表彰事由に該当する**１個人または１団体、**御推薦をお願いいたします。

３　推薦方法

別紙「推薦書」により御提出ください。

４　提出期限

令和６年 12 月 20 日（金）　　※ＦＡＸにて、お送りください。

ＦＡＸ番号：０４５－９４８－２２３９

５　表彰式

令和７年２月 26 日に表彰式を行う予定です。

【提出・問い合わせ先】都筑区地域振興課
資源化推進担当　　橋垣
ＴＥＬ　９４８－２２４１
ＦＡＸ　９４８－２２３９

地域振興課資源化推進担当　行　　ＦＡＸ番号　０４５－９４８－２２３９

推　　薦　　書

年　　月　　日

都　筑　区　長

（地区連合名）
（会　長　名）

下記の者（団体）を「つづき３Ｒまちの美化推進功労者の表彰」の候補者（団体）として推薦いたします。

ふりがな 氏　　名 （団体名）		年　齢	
団体の場合	代表者氏名 構成員数　　人		
住　　所 （所在地）	（電話　　－　　） （※団体の場合　連絡先　　電話　　－　　）		
功績区分 （表彰基準）	（１）清掃 （２）ごみの減量・リサイクル （３）緑化 ※該当するところに○をつけてください。複数可。		
過去に受けた 表　彰　等			
推薦理由			

※氏名、住所等につきましては、楷書体にて正確に記入してください。

区連会 11 月定例会説明資料
令和６年 11 月 21 日
都筑区こども家庭支援課

都筑こ 第 ２３１８ 号

各地区連合自治会・町内会会長　様

都筑区こども家庭支援課長

令和７年度こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問員推薦について（依頼）

晩秋の候　皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて新年度の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の訪問員につきまして、新たな訪問員を御推薦いただきたく、御依頼申し上げます。

誠に勝手ながら、御推薦は別紙「訪問員選定・推薦票」により、令和７年１月 31 日（金）までにこども家庭支援課まで御提出ください。

お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

資料１　「こんにちは赤ちゃん訪問事業」について
資料２　令和７年度こんにちは赤ちゃん訪問事業従事者必要数
資料３　令和６年度こんにちは赤ちゃん訪問事業従事者名簿

【御推薦の必要な９地区】

東山田、山田、勝田茅ケ崎、かちだ、都田、佐江戸加賀原、川和、
ふれあいの丘、柚木荏田南

※ 該当される地区には推薦票をお渡しいたします。

担当：都筑区こども家庭支援課　浅野、高橋、大富
ＴＥＬ：９４８－２３２５

資料1

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」について

横浜市では、平成 21 年 1 月から、生後 4 か月までの赤ちゃんがいるご家庭に対して、地域の方が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。

【事業の概要】

出産後早期の子育て家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行います。また、養育者の話を聴くことにより、育児不安の軽減を図ります。そして、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで日常的な交流のきっかけを作り、子どもを見守る風土づくりを創造していきます。その中で、児童虐待の予防にもつなげていきたいと考えています。

【訪問員の仕事】

訪問員さんの仕事は、上記の事業の中で、区役所のコーディネーターと連絡調整を取りながら、赤ちゃんのいるご家庭を訪問していただくことです。
そして、区からの情報提供をしたり、お母さんのお話を伺ったりする中で、地域のコミュニケーションを広げていく役割を担っていただきます。具体的には、次のような業務内容です。

⑴　対象者との訪問日程の調整をします。
⑵　対象者は、主に生後４か月未満の赤ちゃんがいるご家庭です。
⑶　実際に、対象の御家庭を訪問し、区からの情報紙や、子育て応援金（５万円）の御案内などを配布します。（コミュニケーションをとってください。）
⑷　後日、街の中で出会った時などにも、一声かけてみましょう。
⑸　月に一度の定期連絡会に出席します。（６００円／１回）
⑹　訪問件数に応じて、報酬を受け取ります。（６００円／１件）

（イメージ図）

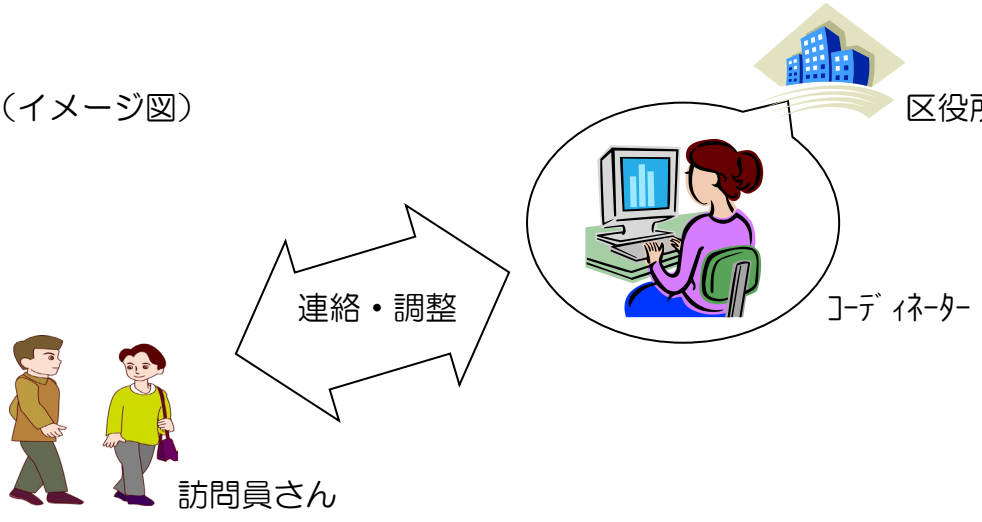

資料2

令和7年度こんにちは赤ちゃん訪問事業従事者必要数

都筑区

令和6年11月1日現在

※未定の方も推薦必要人数に含まれます

地区	令和6年度従事者数	令和7年度必要人数	令和7年度継続人数	令和7年度推薦必要人数
東山田	1	3 (＋2名)	1	2
山田	8	8	6	2
中川	9	9	9	0
勝田 茅ケ崎	11	11	8	3
かちだ	1	1	0	1
新栄 早渕	2	2	2	0
都田	8	9 (＋1名)	8	1
池辺	4	4	4	0

地区	令和6年度従事者数	令和7年度必要人数	令和7年度継続人数	令和7年度推薦必要人数
佐江戸 加賀原	2	3 (＋1名)	1	2
川和	4	5 (＋1名)	3	2
荏田南	2	2	2	0
渋沢	2	2	2	0
茅ケ崎南 MGCRS	1	1	1	0
ふれあいの丘	4	4	2	2
柚木荏田南	2	2	1	1

合計	61	66	50	16

区連会11月定例会説明資料
令和6年11月21日
都筑区税務課、緑税務署

緑税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町22－3 TEL 045(972)7771(代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

確定申告は 自 宅 から ス マ ホ で！

マイナポータル連携を利用して更に便利に！

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。

※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって行ってください。

マイナポータル連携の詳細はこちらから↓

事前準備の詳細はこちらから↓

自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する方法 【マイナンバーカード方式編】

1 必要なもの

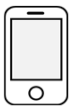
スマホ

アプリ「マイナポータル」

マイナンバーカード

マイナンバーカード受取時に設定したパスワード
・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

※ パスワードをお忘れの場合（外部サイト）

必要なもの をご準備の上、2へ♪

2

「作成コーナー」で検索♪ 推奨ブラウザ※

Safari

Google chrome

確定申告書等作成コーナーにアクセス
※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。

3

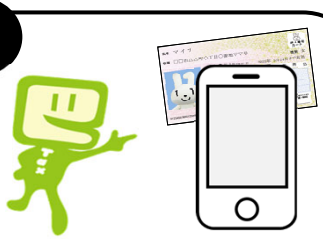

提出方法「マイナンバーカード方式」を選択
マイナンバーカードをスマホで読み取ります。

4 収入等の入力 ▶ 控除の入力

画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力するだけ！
自動計算で申告書の作成ができます。

5

e-Taxで送信！これで手続完了♪
書類の郵送提出が不要！※
※住宅借入金等特別控除に係る書類など、一部を除きます。

さらに！ **マイナポータル連携**で収入・控除等に関する情報を確定申告書に自動入力！

緑税務署申告書作成会場開設日 令和７年２月17日(月)

【受付時間】８時30分～16時00分 【相談時間】9時15分～17時00分

※ ３月は大変混雑するため２月末までにお越しください。

※ ４月中旬まで税務署の駐車場は使用できません。

※ ご利用可能なコピー機がありませんので、あらかじめご了承ください。

入場整理券事前発行

LINE 友だち追加はこちらから→

東京地方税理士会緑支部からのお知らせ

1　税理士による無料申告書作成会を開催します　※若干の当日受付枠あり

開催期間	会　場	最寄り駅	時　間
1月29日(水)～1月31日(金)	緑公会堂	中山駅 【ＪＲ・市営地下鉄】	【受付】9：15～ 【相談】9：30～16：00 (休憩　12：00～13：00)
2月4日(火)～2月5日(水)	男女共同参画 センター横浜北	あざみ野駅 【東急・市営地下鉄】	

○　事業､不動産及び雑所得がある方で､令和５年分の所得金額が300万円以下の方の所得税及び復興特別所得税の申告（前記に該当する方で、個人事業者の消費税の申告を含む）で緑税務署に申告される方。
○　年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告（年金・給与収入が、800万円以下の方）
○　**譲渡所得（土地、建物及び株式等の譲渡）などの相談内容が複雑な場合は、相談をお受けできません。**

2　東京地方税理士会緑支部による無料申告書作成会を開催します　※完全予約制

開催期間	会　場	最寄り駅	時　間
2月7日(金)	東京地方税理士会 緑支部	市が尾駅【東急】	【受付】9：45～　【相談】10：00～16：00 （休憩　12：00～13：00）

○　年金収入のみの方及び年金や給与収入がある方の医療費控除の還付を受けられる方（年金・給与収入が800万円以下の方）で緑税務署に申告される方。
○　**事業、不動産及び譲渡所得（土地、建物及び株式等の譲渡）などのある方は相談をお受けできません。**

3　入場整理券を配付します！入場整理券は、オンラインによる事前申込が可能です！

○　【予約開始日】全会場：1月9日（なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。）
【予約締切日】緑公会堂：1月22日(水)、男女共同参画センター：1月28日(火)、東京地方税理士会緑支部：2月3日(月)
○　【事前申込における予約サイトの操作方法に関するコールセンター】
《電話》050-1722-2206《受付時間》平日10：00～12：00・13：00～16：00
○　一部、当日入場整理券の配付を行います（完全予約制の２月７日開催分を除く）が、無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。

4　来場される場合の必要書類等

○　スマートフォン又はタブレット
○　マイナンバーカード及びカード発行時に設定した２つのパスワード
(利用者証明用電子証明書(数字4桁)･署名用電子証明書(英数字６～16文字))
○　計算器具、筆記用具及びマイナンバーに係る本人確認書類
(マイナンバーカード又は番号確認書類及び身元確認書類の写し)
○　年金又は給与所得の源泉徴収票や医療費明細書など申告に必要となる書類
○　e-Taxの利用者識別番号と暗証番号のわかる書類
○　本人名義の金融機関口座番号のわかるもの
○　前年分の確定申告書等の控え
○　消費税の簡易課税制度を選択されている方は、選択届出書の控え

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから
事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE事前申込

Web事前申込

5　各会場の注意事項

○　会場での滞在時間短縮のため、ご自宅で集計等を済ませるようお願いします。
○　申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
○　来場者のための駐車場のご用意はございません。

各区役所からのお知らせ

年末調整済みの給与所得者の医療費控除の還付申告は、各区役所で作成と受付ができます！

緑　　区	青葉区	都筑区
緑区役所 ３階　３Ａ会議室	青葉区役所　３階	都筑区役所 ３階　第６会議室・研修室

〔受付期間〕　2月17日（月）～3月17日（月）　※土・日及び祝日を除く
〔受付時間〕　9：00～11：30、13：00～16：00

○　給与所得の源泉徴収票、医療費控除の明細書、本人名義の金融機関と口座番号がわかるもの及びマイナンバーに係る本人確認書類の写しをお持ちください。
○　各区役所の駐車場は有料です。

在宅医療連携拠点事業 市民向け講演会

都筑区の看とりってどうなってるの？
～どこでどんなふうに生き逝けるのか～

開催日時 2025年2月16日（日） 14時30分～16時20分

聴講方法 横浜市歴史博物館（センター北）または WEB（Zoom）

どちらでも無料で聴講できます　事前予約制 ・ 定員160名

講師 1 **山本 美和**

都筑区医師会グリーフケアを考える会
緩和ケア認定看護師
がんセンター、ホスピス緩和ケア病棟、
訪問看護、訪問診療、施設で勤務

みなさんは、自分や自分の大切な人の最期を考えたことがありますか？
最期を迎えるまでには、1人で歩けなくなったり、食べれなくなったり、
オムツになったり・・心身のさまざまな変化が起こります。
これまでと同じように生活していくことが難しくなります。

今回は、都筑区にどんな居場所があるのかをご紹介したいと思います。
自分や大切な人が、最期までどう生き、どこで過ごし、どこで逝けるのか・・
を考えるきっかけになれば幸いです。

講師 2 **徳永 康一**

横浜高齢者グループホーム連絡会 会長・高齢者グループホームちとせ 管理者

認知症グループホームでの看とりの現状についてお話します。

事前にお申込みのうえご参加ください（締切 2/13(木)まで）
詳しくは このチラシ裏面 もしくは Webページ（ヨコハマつづき健康生活ナビ http://www.tsuzuki-med.org）をご覧ください

お問い合わせ　045-910-6582 都筑区在宅医療相談室（一般社団法人 横浜市都筑区医師会 内）

主催：都筑区医師会地域多職種連携協議会　　共催：都筑区

申込方法
のご案内

2025.2.16（日）14:30～　在宅医療連携拠点事業 市民向け講演会

都筑区の看とりってどうなってるの？

～どこでどんなふうに生き逝けるのか～

申込期限
2/13(木)まで →
開催前日までに講演会事務局から連絡がなければ全員参加できます

ご記入いただいた個人情報は
この講演会の連絡にのみ使用いたします

Zoom 希望の方 >>>

- Zoomウェビナーを使用して開催いたします。
- パソコン、スマートフォン、タブレットで聴講していただけます。
- こちらのURL もしくは QRコードから、氏名とメールアドレス、連絡先電話番号を入力してお申込みください。
  https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_wuzS5PK6TOW5TjtzkqS0wg

歴　博 希望の方 >>>

- 横浜市歴史博物館（都筑区中川中央1-18-1／センター北駅より徒歩5分）にて開催いたします。
- 下記のいずれかの方法でお申込みください。
  その際、① 氏名・フリガナ、② 連絡先電話番号（日中に連絡がつく番号）、③ 聴講を希望される方すべての人数、をお書きください。

  【メール】 tsuzukiku@yokohama.kanagawa.med.or.jp
  【はがき】 〒224-0015　横浜市都筑区牛久保西1-23-4
  【ＦＡＸ】 045－911－6700

お申込FAX 045-911-6700

フリガナ
氏　　名

※日中に連絡がつく番号をお書きください
電話番号

聴講希望の人数　　全　　名

※医療・介護職の方は所属をご記入ください　（所属）

区連会11月定例会
令和6年11月21日
都筑消防署

令和６年度　飛行場外離着陸場訓練の実施について

１　実施日時

令和 7 年 1 月 17 日（ 金 ） 14 時 00 分 から 16 時 30 分まで

また、荒天や災害発生時には、訓練を中止します。

中止は、当日午前７時に決定し、各関係機関及び関係者へ連絡します。

２　場所

都筑区東方町1401番地　JA横浜きたグラウンド

３　参加部隊

(1)　都筑消防署　都筑指揮、第１、第２、ミニ、川和消防隊、仲町台特別救助隊

(2)　都筑消防団　第２分団　※積載車２台、団員 10 人

(3)　横浜市消防局　航空消防隊

４　訓練内容

(1)　消防隊及び消防団による飛行場外離着陸場の設営訓練　※

(2)　仲町台特別救助隊による離着陸時の機体誘導及び安全管理

(3)　航空消防隊による災害孤立地域に特別救助隊投入・吊り上げ訓練

(4)　航空消防隊の性能や諸元等についての説明及び展示

※ヘリコプターが飛来する際に、ローターからの吹き下ろしの風（ダウンウォッシュ）が発生するため、地表面に散水して砂埃等を抑制します。また、グラウンド内に残置された物品についても飛散危険があれば一時的に移動等の措置を行う場合があります。

５　訓練実施スケジュール（予定）

13 時 30 分～	全隊集結完了及び事前準備
13 時 40 分～	訓練内容説明及び訓練準備
14 時 00 分～	訓練開始
15 時 00 分～	訓練終了報告
15 時 30 分～	機体説明及び展示
16 時 00 分～	ブリーフィング
16 時 20 分～	撤収
16 時 30 分～	解散

６　その他

本訓練については、実施場所がJAの敷地内となっているため、訓練中における一般見学者の方はグランド内へ入場することができません。

都筑消防署　警防第一課
担当：警防第一係長　金子
防災係主任　一宮

区連会11月定例会説明資料
令和６年１１月２１日
都　筑　消　防　署

令和６年11月21日

都筑区自治会・町内会長　様

都筑区消防出初式実行委員会
委員長　　吉　野　富　雄

令和７年都筑区消防出初式ポスターの掲出について（依頼）

向寒の候　ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃から、防火・防災への取組ついて御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、新春を飾る恒例の「令和７年都筑区消防出初式」を挙行する運びとなりました。
つきましては、広く区民の皆様に開催についてお知らせするため、ポスター掲出について御協力をお願い申し上げます。

１　掲出期間
令和６年12月上旬から令和７年１月６日（月）まで
※お手数ですが期間終了後はポスターを廃棄願います。

２　概要
(1) 日　時
令和７年１月６日（月）13時30分から15時00分まで
(2) 場　所
第一部：都筑公会堂（都筑区茅ケ崎中央32－1）
第二部：センター南広場「すきっぷ広場」（茅ケ崎中央57）
(3) 主　催
都筑区消防出初式実行委員会
(4) 内　容
第一部：都筑太鼓、古式消防演技、式典
第二部：消防総合訓練、一斉放水

【問合せ】　都筑区消防出初式実行委員会事務局
都筑消防署総務・予防課　鈴木雄一、鈴木祐一郎
電話・FAX 045-945-0119

令和7年 都筑区

消防出初式（でぞめしき）

「消防の技と力ここに集結」

【日時】令和7年1月6日(月)

＜第一部＞
【内容】都筑太鼓による演奏・古式消防演技・式典
【場所】都筑公会堂
【時間】13時30分～14時35分

＜第二部＞
【内容】消防総合訓練・一斉放水
【場所】センター南広場「すきっぷ広場」
【時間】14時45分～15時00分
※少雨決行

【主　催】　都筑区消防出初式実行委員会
【協賛団体】　都筑火災予防協会・都筑区懇話会・都筑区商店街連合会・都筑区連合町内会自治会
一般社団法人横浜市都筑区医師会
【問合せ】　都筑消防署総務・予防課（045-945-0119）

区連会11月定例会説明資料
令和6年11月21日
都筑区社会福祉協議会

令和6年11月21日

自治会長・町内会長　様

都筑保護司会会長　　加藤　恒雄
都筑区更生保護女性会会長　澤　由美子

「第２回 更生保護販売会」実施案内のチラシ回覧について（お願い）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
日頃より本会の事業推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。
さて、このたび令和７年２月22日（土）に「第２回　更生保護販売会」を開催いたします。
皆様におかれましては、お忙しい折誠に申し訳ありませんが、チラシを回覧していただきたく、よろしくお願い申しあげます。
チラシは各回覧部数にてお入れしておりますが、不足する場合等ありましたら、下記事務局までご連絡ください。

【事務局】
横浜市都筑区社会福祉協議会
都筑区荏田東４－１０－３
TEL：９４３－４０５８
FAX：９４３－１８６３
担当：浅賀・山本

社会を明るくする運動

第2回
更生保護販売会

令和7年2月22日(土)

10時よりなくなり次第終了

会場：都筑区民ホール

（都筑区総合庁舎1階）

販売品目

パン・あられ・野菜・花
卵・タオル・手づくり品
他

※区役所の駐車場をご利用される場合は有料となります

問合せ先：中山（080-6509-5078）
石川（045-942-2935）

主催：都筑区更生保護協会
都筑保護司会・都筑区更生保護女性会
後援：都筑区社会福祉協議会

令和６年度第２回
食のお渡し会

開催日時：

令和６年12月６日（金）
12月７日（土）
9:00～17:00

受け取り場所：
都筑区社会福祉協議会
かけはし都筑１階　多目的研修室
（荏田東４-10-３）

対象：都筑区にお住いで18歳以下のお子さんと同居している食にお困りの世帯　**50世帯**

申込方法
二次元コードより申込
11月11日（月）9:00～

申込はこちら

- 申込フォームでは現在お困りなこと、心配なことについてアンケートを行っております。
- 当日は、民生委員児童委員や親子の支援をしている関係団体とお話ができる相談ブースを設置する予定です。
- 当日は食料品の入る大きいかばんをお持ち下さい。
- 配布するものは選べません。また、各世帯同じものとは限りません。

問合せ先
都筑区社会福祉協議会
045-943-4058（平日9:00～17:00）

フードドライブ

食料品の寄付を募集しています

受付期間：令和６年11月15日（金）～11月29日（金）
受付時間：10：00～16：00
場　　所：都筑区社会福祉協議会
かけはし都筑（都筑区荏田東４-10-３）
問合せ先：045-943-4058（平日9：00～17：00）

【お受けできるもの】
・賞味期限が２ヶ月以上あるもの
・常温保管ができるもの
例:レトルト食品、缶詰、野菜ジュース、お米、栄養補助食品など

【お受けできないもの】
・アルコール類 ・冷凍・冷蔵食品
・生もの ・賞味期限の記載のないもの
・開封済、外装が破れているもの

お預かりした寄付物品は、12月に開催される食のお渡し会で18歳以下のお子さんと同居している食にお困りの子育て世帯へ配分させていただきます。

区連会11月定例会説明資料
令和 6 年 11 月 21 日
都 筑 区 総 務 課

令和６年10月27日執行　第50回衆議院議員総選挙　投票区別投票率（小選挙区）

横浜市都筑区選挙管理委員会

投票区	投票所名	当日有権者数			投票者数			投票率(%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	勝田小学校(コミュニティハウス)	2,531	2,825	5,356	844	901	1,745	33.35%	31.89%	32.58%
2	茅ケ崎小学校	3,891	4,036	7,927	1,701	1,561	3,262	43.72%	38.68%	41.15%
3	中川小学校	2,899	2,982	5,881	992	854	1,846	34.22%	28.64%	31.39%
4	中川中学校	1,220	1,166	2,386	390	321	711	31.97%	27.53%	29.80%
5	東山田地域ケアプラザ	1,901	1,815	3,716	665	589	1,254	34.98%	32.45%	33.75%
6	山田小学校	2,478	2,604	5,082	988	979	1,967	39.87%	37.60%	38.71%
7	すみれが丘小学校	2,493	2,747	5,240	1,074	1,096	2,170	43.08%	39.90%	41.41%
8	中川西中学校	2,049	2,265	4,314	935	921	1,856	45.63%	40.66%	43.02%
9	川和小学校(コミュニティハウス)	3,206	3,200	6,406	1,058	996	2,054	33.00%	31.13%	32.06%
10	佐江戸会館	3,679	3,668	7,347	1,346	1,223	2,569	36.59%	33.34%	34.97%
11	都田小学校(コミュニティハウス)	2,993	2,698	5,691	969	873	1,842	32.38%	32.36%	32.37%
12	折本小学校	1,922	1,771	3,693	532	421	953	27.68%	23.77%	25.81%
13	つづきの丘小学校	2,715	2,825	5,540	941	862	1,803	34.66%	30.51%	32.55%
14	荏田南小学校	3,900	4,221	8,121	1,555	1,515	3,070	39.87%	35.89%	37.80%
15	都筑地区センター(つづき緑寿荘)	2,093	2,315	4,408	1,018	1,039	2,057	48.64%	44.88%	46.67%
16	都田西小学校	2,776	2,708	5,484	1,072	949	2,021	38.62%	35.04%	36.85%
17	仲町台地区センター	4,530	4,656	9,186	1,945	1,897	3,842	42.94%	40.74%	41.82%
18	新栄地域ケアプラザ	1,879	1,972	3,851	853	889	1,742	45.40%	45.08%	45.24%
19	北山田小学校(コミュニティハウス)	2,465	2,563	5,028	1,123	1,017	2,140	45.56%	39.68%	42.56%
20	中川地域ケアプラザ	2,356	2,554	4,910	1,197	1,213	2,410	50.81%	47.49%	49.08%
21	川和東小学校	3,704	3,875	7,579	1,405	1,275	2,680	37.93%	32.90%	35.36%
22	茅ケ崎台小学校	3,271	3,474	6,745	1,306	1,215	2,521	39.93%	34.97%	37.38%
23	北山田地区センター	2,924	3,000	5,924	1,140	1,022	2,162	38.99%	34.07%	36.50%
24	都筑小学校	5,214	5,819	11,033	1,941	1,900	3,841	37.23%	32.65%	34.81%
25	川和団地集会所	1,300	1,207	2,507	408	367	775	31.38%	30.41%	30.91%
26	東方町内会館	947	825	1,772	249	186	435	26.29%	22.55%	24.55%
27	つづきの丘小学校(コミュニティハウス)	2,239	2,348	4,587	766	681	1,447	34.21%	29.00%	31.55%
28	北山田地区センター	2,675	2,914	5,589	1,294	1,337	2,631	48.37%	45.88%	47.07%
29	東山田小学校	2,924	3,115	6,039	1,252	1,281	2,533	42.82%	41.12%	41.94%
30	茅ケ崎東小学校	4,174	4,636	8,810	1,278	1,128	2,406	30.62%	24.33%	27.31%
31	牛久保小学校	2,225	2,390	4,615	906	915	1,821	40.72%	38.28%	39.46%
投票所合計		85,573	89,194	174,767	33,143	31,423	64,566	38.73%	35.23%	36.94%
不在者投票					234	278	512	0.27%	0.31%	0.29%
期日前投票					16,892	19,960	36,852	19.74%	22.38%	21.09%
在外		126	146	272	40	37	77	31.75%	25.34%	28.31%
総計		85,699	89,340	175,039	50,309	51,698	102,007	58.70%	57.87%	58.28%

令和 6年10月27日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙投票速報集計表（総計）

確定(23時24分現在)　　横浜市選挙管理委員会

区別	有権者数			投票者数			投票率（%）			前回投票率（%）	前回との差（ポイント）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
横浜市・計	1,542,164	1,592,830	3,134,994	861,280	878,412	1,739,692	55.85	55.15	55.49	56.07	-0.58
第１区・計	210,670	213,780	424,450	115,108	116,366	231,474	54.64	54.43	54.54	53.99	0.55
中区	63,154	58,275	121,429	32,037	30,659	62,696	50.73	52.61	51.63	52.24	-0.61
磯子区	67,592	70,621	138,213	36,859	37,869	74,728	54.53	53.62	54.07	52.99	1.08
金沢区	79,924	84,884	164,808	46,212	47,838	94,050	57.82	56.36	57.07	56.09	0.98
第２区・計	214,236	221,304	435,540	116,448	120,169	236,617	54.36	54.30	54.33	56.00	-1.67
西区	43,784	43,788	87,572	24,099	24,131	48,230	55.04	55.11	55.07	56.68	-1.61
南区	83,504	83,462	166,966	42,656	43,226	85,882	51.08	51.79	51.44	53.13	-1.69
港南区	86,948	94,054	181,002	49,693	52,812	102,505	57.15	56.15	56.63	58.29	-1.66
第３区・計	227,741	218,206	445,947	119,155	115,202	234,357	52.32	52.80	52.55	52.64	-0.09
鶴見区	124,165	115,976	240,141	63,728	60,594	124,322	51.33	52.25	51.77	51.63	0.14
神奈川区	103,576	102,230	205,806	55,427	54,608	110,035	53.51	53.42	53.47	53.83	-0.36
第４区・栄区	49,970	53,712	103,682	29,478	30,479	59,957	58.99	56.75	57.83	60.19	-2.36
第５区・計	176,311	186,381	362,692	100,537	103,409	203,946	57.02	55.48	56.23	57.00	-0.77
戸塚区	114,320	120,464	234,784	65,404	67,648	133,052	57.21	56.16	56.67	57.34	-0.67
泉区	61,991	65,917	127,908	35,133	35,761	70,894	56.67	54.25	55.43	56.37	-0.94
第６区・計	183,575	193,683	377,258	101,393	104,807	206,200	55.23	54.11	54.66	55.88	-1.22
保土ケ谷区	84,216	87,159	171,375	46,338	47,300	93,638	55.02	54.27	54.64	55.60	-0.96
旭区	99,359	106,524	205,883	55,055	57,507	112,562	55.41	53.99	54.67	56.11	-1.44
第７区・計	147,416	151,379	298,795	85,308	85,558	170,866	57.87	56.52	57.19	57.24	-0.05
港北区	147,416	151,379	298,795	85,308	85,558	170,866	57.87	56.52	57.19	57.24	-0.05
第８区・計	196,572	211,890	408,462	117,005	122,872	239,877	59.52	57.99	58.73	59.25	-0.52
緑区	73,743	77,087	150,830	41,607	42,785	84,392	56.42	55.50	55.95	56.55	-0.60
青葉区	122,829	134,803	257,632	75,398	80,087	155,485	61.38	59.41	60.35	60.83	-0.48
第１３区・瀬谷区	49,974	53,155	103,129	26,539	27,852	54,391	53.11	52.40	52.74	52.70	0.04
第１９区・都筑区	85,699	89,340	175,039	50,309	51,698	102,007	58.70	57.87	58.28	－	－

注　「都筑区」は、前回の選挙では選挙区が分かれていたため、前回投票率との比較はありません。

区連会 11 月定例会説明資料
令 和 6 年 11 月 21 日
区　政　推　進　課

自治会町内会長　各位

都筑区長

「GREEN×EXPO 2027」 地域説明会について（開催報告）

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記説明会につきましては、各連合町内会及び自治会町内会より参加者をご選出いただき、ありがとうございました。また、平日夜間の開催にもかかわらず、当日は多くの皆様にご参加いただき、重ねて御礼申し上げます。

説明会の開催結果について、次のとおり報告します。

1　開催概要

(1) 日時

令和６年 10 月８日（火）19：00～20：15

(2) 会場

都筑公会堂

(3) 参加者数

149 名（連合町内会自治会、自治会町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロード・サポーター、環境事業推進委員、森づくり活動団体等各種団体で地域活動をされている皆様）

(4) 意見交換について

地域のご登壇者及び質問要旨については以下のとおりです。

ア　吉野会長（都筑区連合町内会自治会　会長）

GREEN×EXPO 2027 の具体的な内容の紹介の仕方について

イ　佐波会長（都筑区公園愛護会　会長）

GREEN×EXPO 2027 における公園愛護会の参加方法について

ウ　河村会長（都筑区環境事業推進委員連絡協議会　会長）

GREEN×EXPO 2027 会場内でのゴミの分別やゴミを減らす取組について

裏面あり

2　当日のアンケート結果

都筑区（10月8日）

【質問】説明会についての満足度をお聞かせください。

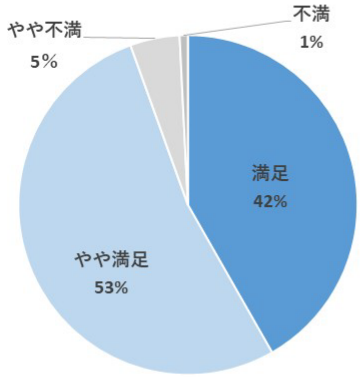

（回答数127）

【質問】説明会に参加してGREEN×EXPO 2027へどのような形で参加したいと思いましたか。（複数回答可）

順位	参加形態
1位	一般来場客としての参加
2位	ボランティア参加（植物・運営　等）
3位	催事での参加（一般参加催事　等）
4位	その他
5位	花緑での参加（出展、市民参加花壇　等）

都筑区（10月8日）

【質問】説明会に参加する前にGREEN×EXPO 2027の開催について知っていましたか。

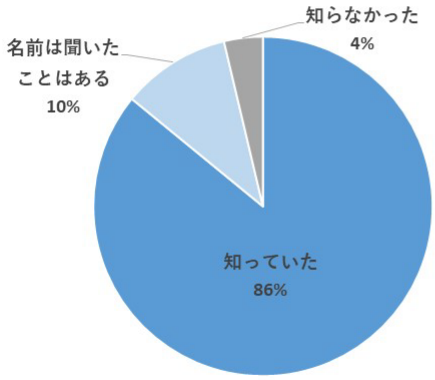

（回答数135）

【質問】説明会に参加してGREEN×EXPO 2027の開催意義や理念、そのほかの内容について、理解が深まりましたか。

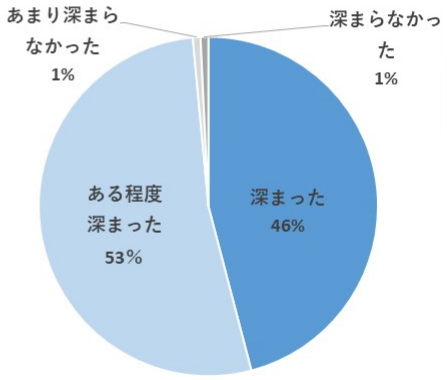

（回答数135）

その他、皆様からいただいたご意見・ご感想は横浜市ホームページに掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/setsumei.html

問合せ先	
【「GREEN×EXPO 2027」に関すること】 脱炭素・GREEN×EXPO推進局　佐藤・晴山 電話　６７１－４６２７	【説明会の開催に関すること】 都筑区区政推進課　梁瀬・永野 電話　９４８－２２２６

区連会 11 月定例会説明資料
令和６年 11 月 21 日
区　政　推　進　課

令和６年 11 月 21 日

自治会町内会長　各位

政策経営局大都市制度推進本部室長
都　筑　区　長

「特別市」地域向け説明会の開催について（御依頼）

孟冬の候　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでおり、昨年度には、都筑区内の自治会町内会の皆様や地域活動に御尽力いただいている皆様を対象に、地域向け説明会を開催させていただきました。
今年度につきましても、更なる特別市の理解促進、機運醸成につなげるため、山中竹春横浜市長による説明会を開催いたします。
つきましては、御多用のところ誠に恐縮でございますが、御臨席を賜りますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会における参加者のとりまとめにつきましても、重ねて御協力をお願い申し上げます。

１　開催概要

(1)　日　時：令和７年２月 13 日（木）15：00～16：30　（14：30 開場）
(2)　会　場：都筑区役所６階大会議室
(3)　内　容：山中竹春横浜市長による「特別市」の講演など
(4)　対　象（100 名まで）
ア　連合町内会自治会長の皆様
イ　各自治会町内会の皆様（役員の皆様など）
ウ　委嘱委員等各団体の皆様
※昨年度聴講されていない方を優先させていただきます。

２　依頼事項

説明会への参加を御検討いただき、各自治会町内会にて参加者をお取りまとめのうえ、令和６年 12 月 20 日（金）までにお申し込みいただきますようお願い申しあげます。

３　申込方法（電子申請・FAX・持参・Ｅメール）

裏面をご覧ください。

裏面あり

（1） 電子申請システムによる申込

（2） ＦＡＸによる申込

別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、ＦＡＸで送信してください。

ＦＡＸ：９４８―２３９９（都筑区区政推進課宛）

(3) 区役所窓口に「申込書」を持参（区役所５階 51 番窓口）

(4) Ｅメールによる申込

別紙「申込書」を添付のうえ、下記送付先にお送りください。

送付先：tz-plan@city.yokohama.jp

電子申請システム
二次元コード

4 添付資料

(1) 資料１：横浜市が目指す「特別市」

(2) 資料２：参加申込書

＜担当＞
都筑区区政推進課企画調整係
梁瀬、小針
電　話：948-2227
E-mail：tz-plan@city.yokohama.jp

横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370 万人を超える人口と、14.5 兆円もの経済規模を持つ、四国４県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

＜特別市のイメージ＞

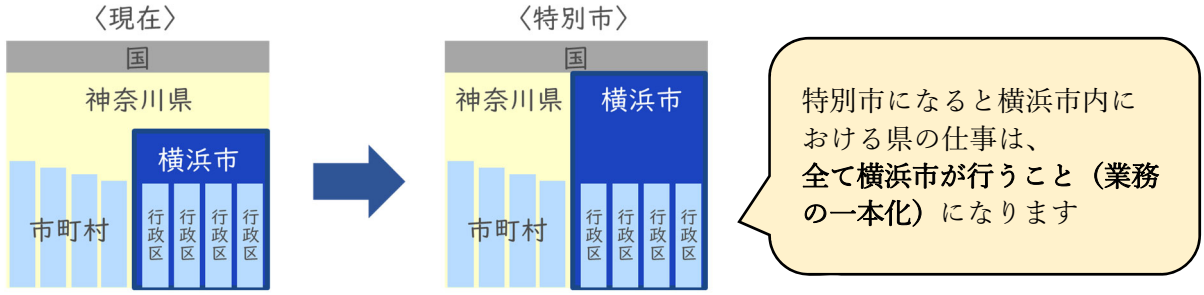

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✔ **市民の皆さまの利便性が向上**
- ✔ **市民の皆さまのニーズに沿ったきめ細かい行政サービスを提供**
- ✔ **効率的で迅速な行政運営を実現**

（具体的な例）

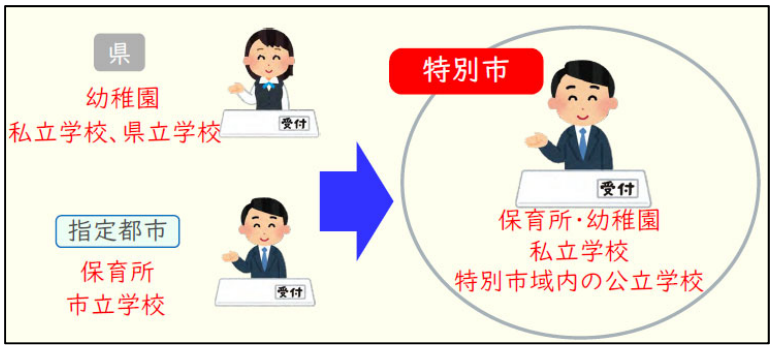

保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

「特別市」地域向け説明会参加申込書

【令和6年 12 月 20 日（金）】までに御提出をお願いいたします。

【送付先】 都筑区区政推進課 企画調整係あて
☐ ＦＡＸ ： 948-2399
☐ Ｅメール ： tz-plan@city.yokohama.jp

1 参加者

自治会町内会名	

	氏名（ふりがな）	前回説明会 （R6.2.1 開催）
（代表者） 参加者1	（　　）	参加 ・ 不参加
参加者2	（　　）	参加 ・ 不参加
参加者3	（　　）	参加 ・ 不参加
参加者4	（　　）	参加 ・ 不参加

※参加者が4名を超える場合は、担当（都筑区区政推進課）までご連絡ください。

代表者電話番号	―　　―
代表者Ｅメール	＠

2 特別市について質問したい事項がございましたら、ご記入をお願いします。

令和６年
飲酒運転根絶強化月間
横浜市実施要綱

目　　的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

期　　間

１２月１日～１２月３１日の１か月間

スローガン

飲酒運転は　絶対にしない　させない
許さない　そして見逃さない

重　　点

１　飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
２　飲酒運転を助長する環境の根絶と
　ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態　様	懲　役	罰　金	基礎点数
酒酔い運転	５年以下	１００万円以下	３５点
酒気帯び運転 ※（0.25mg以上）	３年以下	５０万円以下	２５点
酒気帯び運転 ※（0.15mg以上0.25mg未満）	３年以下	５０万円以下	１３点
呼気検査拒否	３ヶ月以下	５０万円以下	－

※呼気１ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態　様		懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下	100万円以下
	酒気帯び	3年以下	50万円以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下	50万円以下
	酒気帯び	2年以下	30万円以下
同乗者	酒酔い	3年以下	50万円以下
	酒気帯び	2年以下	30万円以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全事故件数	8,398	7,398	7,883	7,492	7,703
死　者　数	50	48	36	21	40
死　亡　率	0.6	0.6	0.5	0.3	0.5
うち飲酒運転による事故件数 ※	36	38	39	40	39
死　者　数	0	0	1	1	2
死　亡　率	0.0	0.0	2.6	2.5	5.1

※飲酒運転者が第一当事者となった事故件数

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会

各機関・団体の主な取組

共 通 事 項

1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。

2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

横 浜 市 ・ 区

1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。

2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警 察

1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や、飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。

2 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

3 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

1 キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。

2 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。

※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教 育 関 係

- 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道 路 管 理 者 ・ 鉄 道 事 業 者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地 域

1 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。

2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。

3 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。

4 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。

5 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局道路政策推進課
電話０４５（６７１）２３２３

令和６年
年末の交通事故防止運動
横浜市実施要綱

目　　的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期　　間

１２月１１日(水)～１２月２０日(金)

スローガン

今日もまた　あなたの無事故　待つ家族

横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

重　　点

１．歩行者の安全の確保
２．夕暮れ時と夜間の交通事故防止
３．二輪車の安全利用促進

◇◇　令和６年８月末現在の交通事故発生状況　◇◇

区分		交通事故					
		発生件数	昨年同期比	死者	昨年同期比	負傷者	昨年同期比
横浜市	鶴見区	364	−48	4	3	410	−63
	神奈川区	240	31	0	−2	283	36
	西区	177	18	1	0	202	26
	中区	349	26	5	4	399	18
	南区	235	−15	2	1	267	−1
	港南区	267	−67	0	−2	315	−93
	保土ケ谷区	254	38	1	−3	282	31
	旭区	358	60	4	3	405	72
	磯子区	145	−51	0	−3	162	−68
	金沢区	262	−106	2	−1	299	−136
	港北区	371	−49	0	0	425	−70
	緑区	304	30	1	0	333	27
	青葉区	353	−14	1	1	418	−14
	都筑区	262	−12	0	0	311	−4
	戸塚区	338	−18	1	0	381	−33
	栄区	71	−41	1	1	81	−56
	泉区	209	13	0	0	242	23
	瀬谷区	177	−17	0	−2	213	−22
計		4,736	−222	23	0	5,428	−327

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会

各機関・団体の主な取組

共 通 事 項

1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。

2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横 浜 市 ・ 区

1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。

2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警 察

1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。

2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。

3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者等への交通安全教室を積極的に推進します。

4 交通情報板等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

1 キャンペーン等の開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。

2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。

教 育 関 係

1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。

2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道 路 管 理 者 ・ 鉄 道 事 業 者

1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。

2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地 域

1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。

2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。

3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。

4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようにお互いに声をかけ、注意し合いましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局道路政策推進課
電話０４５（６７１）２３２３

区連会 11 月定例会説明資料
令 和 ６ 年 １１ 月 ２１ 日
都　筑　消　防　署

令和６年 11 月 21 日

都筑区自治会・町内会長　様

都 筑 消 防 署 長

都筑消防署 30 周年記念　救急ポーズの「つづき　あい」ちゃんの公開について（お知らせ）

向寒の候　ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、防火・防災への取組ついて御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、都筑消防署 30 周年を記念して、都筑区マスコットキャラクター「つづき　あい」ちゃんに、救急隊が活動時に着用する救急服を身に着けた救急ポーズを加え、令和６年 11 月６日(水)に、都筑消防署ホームページに公開しました（参考：都筑消防署創設日　平成６年 11 月６日）のでお知らせします。

今後は、このキャラクターと一緒に区民の皆様に安全・安心をお届けしてまいります。

なお､防火衣を着用した消防ポーズの「つづき あい」ちゃんについても公開に向け準備中です。

救急ポーズの「つづき　あい」ちゃん

【問合せ】　都筑消防署総務・予防課
鈴木雄一、鈴木祐一郎
電話・FAX 045-945-0119